

國第百五十一回
參議院經濟產業委員會會議錄第十号

平成十三年五月三十一日(木曜日)

午前十時開會

委員の異動
五月二十九日

五月三十日
岩佐 惠美君
山下 芳生君

五月三十一日 薦科 滿治君
補外遺任 小林 元君

五月三十日 辞任
補欠選任

魚住 小林 風間 山下
沢英君 元君 複君 芳生君
大沢 薩科 鶴岡 满治君
辰美君 洋君 郁井 郁夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

衆議院議員		補欠選任	
経理	産業委員長	小林	元君
修正案提出者	郁夫君	山下	芳生君
修正案提出者	滿治君	大沢	
修正案提出者	辰美君	鶴岡	
修正案提出者	洋君	鶴岡	
國務大臣	伊藤達也君	水野誠一君	海野風間
經濟產業大臣	久保慶秋君	梶原敬義君	渡辺鶴岡
經濟產業大臣	田中哲司君	辰美君	辰美君
經濟產業副大臣	大島達増君	大澤秀央君	大澤秀央君
經濟產業副大臣	古屋竹中君	水野誠一君	水野誠一君
政府特別補佐人	平沼赳夫君	梶原敬義君	梶原敬義君
公正取引委員会	松田平蔵君	山下洋君	山下芳生君
常任委員會專門	大村秀章君	西山登紀子君	西山登紀子君
事務局側	岩夫君	惠君	惠君
政府参考人	根來泰周君	三藏君	三藏君
内閣府国民生活	塩入武三君	善彦君	善彦君
局長	池田寒君	山下良平君	山下良平君
総務大臣官房審	鈴木康雄君	足立良平君	足立良平君
議法官	吉村剛太郎君	西山登紀子君	西山登紀子君
議法務大臣官房審	本田直嶋正行君	龜井寛之君	龜井寛之君
議法務大臣官房審	吉村良一君	岩夫君	岩夫君
議法務大臣官房審	小池良一君	時男君	時男君
議法務大臣官房審	加納良一君	孝雄君	孝雄君
議法務大臣官房審	吉村良一君	龜井寛之君	龜井寛之君
議法務大臣官房審	吉村良一君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君

○本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出)

○不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤紀文君)　ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十九日、岩佐恵美君が委員を辞任され、その補欠として山下芳生君が選任されました。

また、昨日、薬科満治君が委員を辞任され、その補欠として小林元君が選任されました。

○委員長(加藤紀文君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府国民生活局長池田実君、総務大臣官房審議官鈴木康雄君、法務大臣官房審議官小池信行君、経済産業省商務情報政策局長太田信一郎君及び中小企業庁長官中村利雄君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤紀文君)　御異議ないと認め、さよ

經濟産業省商務情報政策局長 太田信一郎君
中小企業庁長官 中村 利雄君

○委員長（加藤紀文君） 電子消費者契約及び電子
承諾通知に関する民法の特例に関する法律案及び
不正競争防止法の一部を改正する法律案の両案を
一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、
これより質疑に入ります。

○畠恵君 おはようございます。自由民主党の畠
恵でございます。どうぞよろしくお願いいたしま
す。

まず、法案について伺つてまいりたいんです
が、今回、いわゆるＩＴ関連二法案でございます
けれども、一本が電子契約をめぐるトラブルを回
避するための民法の特例を定めたもの、もう一本
がドメインネームを、いつも問題になつています
サイバースクワッターという方々がいて困ります
けれども、こういう方々から保護するための不正
競争防止法の改正と。

やはりサイバー環境自体がまだまだ無法地帯で
ございまますので、その環境を整備していく上では
非常に重要で、かつ時宜を得たものだと理解して
おります。速やかな成立に賛成であることはもち
ろんでございますけれども、今回のようにＩＴ関
連の法案というのは、一つ一つの法案が多少内容
的に細かくなることがありましても、できるところ
からできるだけ早く正すところは正していくつて
いただきたい、ぜひこのような方向で今後もお願
いいたしたいと思っております。

まず、この二法案の中特にドメイン名の保護
についてきょうは何つてまいりたいと思います。
一般のジャックスですとか、大手検索サイト、
グーのドメイン名をめぐるさまざま紛争でも明
らかになりましたように、ドメイン名というの

は、経済的な価値が最近非常に高まるにつれて、有名な企業ですとか著名人、そうした名称、名前と同じようなあるいは同一のドメイン名というのを取得、使用することによって、その企業や人物に何かしらの経済的な損失を与えたり、あるいは名誉を傷つけたり、さらにはそのドメイン名を高額で売りつけたりする行為、つまりサイバースクワットというものが増加しております。

今回の法案は、不正競争防止法を適用して、これを改正することによって、企業が保有する商標ですとか商号が絡むドメイン名をサイバースクワッターから保護しようとするもので、ドメイン名の使用差し止め請求権、それから損害賠償の請求権というのが認められております。これ 자체は、大変これによつて保護というのはなされると思うんですけれども、ただこの法案を九九年に米国で施行されました反サイバースクワッティング消費者保護法、こちらと比較いたしますと、この法律の中に盛り込まれています権利を侵害された者へのドメイン名の移転、取り戻すというんでしようか、本来自分の名前あるいは企業の名前であった、その申し立てをしている人にドメイン名を戻すという移転が今回規定されておりません。

米国での統一ドメイン名紛争処理方針、俗にUDRPと言われていますが、これをベースにして日本でもJPNドメイン名紛争処理方針というのを日本のドメイン管理団体のJPNICが策定しておりまして、JPNICも今回の法案にこの移転の規定を盛り込むようになり力を入れて経済産業省の方に働きかけていたと聞いております。やはりドメイン名につきましても、インターネットネットの問題というのは国際協調、グローバルに同一の基準で進みませんといふると問題が起きますので、そういう国際的な法的協調という面も含めまして、移転に関する規定が今回盛り込まれなかつたということについて問題はないのか、またなぜ盛り込まれなかつたのか、お教え願えますで

す。今回の改正法案におきましては、救済措置について現行の不正競争防止法第三条によることになります。三条二項では、「不正競争によつております。三条二項では、「不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、「侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。」となつております。いずれにしても最終的には裁判所の判断となりますが、個別具体的な事案によつては、今申し上げるに於ける明文規定は置いてはおりません。これについても現行規定の「侵害の停止又は予防に必要な行為」として移転の請求が認められる可能性は必ずしも排除されてはいないと考えております。

ただ、今、畠委員から御指摘のありました移転に関する規定は置いてはおりません。これについては、日本の商標法等におきましても移転に関する規定が置かれていないこととの法的整合性を保たなくてはいかぬ、あるいは常に移転を認めますと、逆に商標権者等被害者の保護に偏り過ぎるという面がないこともないということでそのような規定を設けなかつたという次第でございま

す。

○畠恵君　よくわかりました。

決して移転ということが排除されているわけではないということ、それから今はとにかく不正競争防止法をドメイン名保護のために適用することによってござりますので、基本的に商標を拡大して大ぐくりに解釈しているということですの

で、商標であれば全体の整合性から見てこのようないふべき規定になつたということ。

○畠恵君 よくわかりました。

決して移転ということが排除されていなかったわけである。

はないということ、それから今回はとにかく不正

競争防止法をドメイン名保護のために適用すると

いうことでござりますので、基本的に商標を拡大

して大ぐくりに解釈しているということです。

で、商標であれば全体の整合性から見てこのよう

な規定になつたということ。

まさに今その問題に関するお尋ねなんですか

ども、不正競争防止法によつてドメイン名の悪用

行為を取り締まるとなると、法律が適用されるの

は企業名など商取引にかかる、商標と解釈でき

るものということになります。こうなると、人名

に関するドメイン名というのはどのようになるの

かと。これは非常に今大きな問題でございますの

で、私どもも、例えば政治家ですと、名前という

のは商標ではないですけれども、もうこれは看板

ですので、これを傷つけられたりあるいは悪用さ

○政府参考人(太田信一郎君) お答え申し上げま

お答え申し上げま

れますが、あるいはこれを使って何か成り済ましたように、現在、ドメイン名に関して主に問題となつてゐるのは、商標など商品または役務の提供の際に用いられる表示と抵触するかどうかといふ問題でございまして、国際的にもこの分野についてルール整備が進んでいるところでございます。今回の法案は、このようなドメイン名をめぐる紛争の実態及び国際ルールの整備状況を踏まえ、商標等とドメイン名との調整について不正競争防止法の改正により手当てをしたいと考えているところでございます。

御指摘の人名でございますが、商品または役務の表示以外の表示というのは人名以外にもいろいろございます。これとドメイン名との関係をどのように扱うかについては、御案内のようにW-I-P-Oにおいて国際的な検討が始まつたところでございます。去年の七月に中間報告がまとめられて、それに対しても今パブリックコメントを求めているところでございます。ことしの夏に報告書がまとめられて、いわゆるICANNでさらに検討が始まると。

ただ、これについては、例えば個人名といつても同じような名前が幾らでもあると。特に外国人の場合にはアルファベットで、日本人の場合ですと漢字でいろいろと違うこともあるかと思ひますが、同じ名前があつたときにどうするかとか結構難しい問題がいろいろございます。いずれにしてでも、これから検討を始めて、それを踏まえて私どもも関係省庁と連携をとりながら対応を考えていきたいというふうに考へているところでござります。

○畠恵君 大変悩ましい問題であること、また国際的にどのような協調をしていくのかということでもかなりこれは壮大な課題でございます。

ただ、アメリカ、アメリカといいましょうか、

アルファベットを使つた名前の今までの訴訟で、例えばアラン・ドロンですかミック・ジャガーですかマドンナ、ジュリア・ロバーツ、こうした方が勝訴をなさつて移転の裁定というのが下つているという例もございまして、やはり名前ということについてもぜひ早急に日本の中でも、また先ほどICANNの話がありましたがこれども、国際的な場での解決策というのをぜひ日本がイニシアチブをとつて解決に当たつていただきたいと思つております。

ただ、私もこうすることを申し上げながらも、実際どうするんだということに関しては非常にこられは難しい問題であると思ひます。

というのは、例えばの例でござりますけれども、先日、日本語ドメインというのがこれから使用可能になるということで、しかもこのドメインの登録というのがいわゆるフライング状態で進んでしまいました。

御存じの方も多いと思ひますが、ドットジエーピー、日本語の日本でのドメイン名という管理は、先ほどちょっとお話を出てきましたJPNICというところが管理しております、この管理団体というのは世界で比較しても非常に管理状況というものが良好で、厳正な審査をして、なるべくトラブルがない状況を保つてあるんですけども、インターネットはもちろんグローバルでございますから、例えばドットコムですかドットネット、ドットオーアールジーというのは、これはJPNICというか、日本の中からはどうにもこうにも管理のしようがございません。

日本語ドメインというのは、例えば私でしたら畠恵という名前を漢字で畠恵と、その後に例えばドットコムですかドットオーアールジーですかドットネットをつけ、それでドメイン名を取れできる、使える状況にじきになります。

アルファベットと違いまして、漢字で畠恵ドットコムという名前でもしどなたかが名前をとる。私がいる人間が何か余り送られたくないメールをいろんな方に送つたとする。でも、受け取つた方

は、やっぱり畠恵ドットコムとかドットネットで来たら、これは畠恵が送ってきたんだろうと思つて何でやつだということになりかねないわけです。これは平沼赳氏ドットコムでも竹中平蔵ドットコムでも、みんなそういうことが起き得ないと限らない。

そういうことを考えて、これはかなりドメイン名登録が始まつた時点で混乱がありまして、混乱をあおるから政治家はとらない方がいい、そういうことをあおっちゃいけないという方と、やつぱり後から混乱するからそれはとつておけという方と、いろいろおりました。私は結局ドットコム、ドットオーラルジー、ドットネットというのとつたんです。

いずれにしましても、このインターネットガバナンスというのは非常に難しい問題でして、今回フライング登録をしたことにについて、一体どこが責任をとつてくれるのか。ICANNがとつてくれるのかといつたら、そうでもないと。これは本当に大きな命題なんですけれども、両大臣にも国際会議に出る場が多くあると思います。その中で、今クモの巣状といいましようか、抜け道だらけのこの状況をこうやつていきましょう、日本はこういう貢献をしますといふことで、ぜひインターネットガバナンスについていろいろなところで御意見を開陳していただきたいんですけれども、どのようなお考えをお持ちになつていらっしゃるのか、こちらで御紹介いただければありますがないと思います。

○國務大臣 平沼赳氏君 委員御指摘のように、大変難しい問題をはらんでいると思います。

ドメイン名に関しましては、利用者のニーズに合わせて自由に取得をして利用できるという利便性を重視した運用を基本として急速な発展が遂げられております。日本語ドットコムの導入についても、そのような基本的な方向に沿つたものと私どもは承知をしております。もちろん、その利便性のいわゆる今おっしゃられたような副作用として、ドメイン名を悪用され

ることへの対処が必要となる点はまさに畠委員御指摘のとおりだと思います。このため、ドメイ

Nを中心と我が國も積極的にこれに参加をしておりまして、国際的にドメイン名と商標権等の利益調和を図るためのルールづくりが進められてきているところでございます。

本法案は、このような国際的な潮流を踏まえて検討されたものでございまして、ドメイン名の悪用により被害を受ける商標権者等を裁判により救済するための具体的な対処策を提供するものだと思っています。

ドメイン名の問題のほかにもインターネット上のさまざまな問題が指摘されておりまして、e-Japan重点計画におきましても、民事ルールあるいは知的財産保護ルール、消費者保護ルール等の整備を積極的に進めることになつております。そこで、経済産業省といたしましても、今後とも国際的な整合性を踏まえまして、また総務省及びその他関係機関とも連携をとりながら、必要な対応をしていかなければならぬと思っております。

御承知のよう、e-Japan重点計画に盛り込まれたルール整備項目、ここには民事ルールとしまして電子契約ですか情報財契約のルールの整備、それから知的財産保護ルール、特許法の見直しなど、それから消費者を保護するルールとして個人情報保護に関する基本法制の整備等、こ

ういったことをやつていかなければなりません。その中で、今クモの巣状といいましようか、抜け道だらけのこの状況をこうやつていきましょう、日本はこういう貢献をしますといふことで、ぜひインターネットガバナンスについていろいろなところで御意見を開陳していただきたいんですけれども、どのようなお考えをお持ちになつていらっしゃるのか、こちらで御紹介いただければありますがないと思います。

○國務大臣 平沼赳氏君 委員御指摘のように、

大変難しい問題をはらんでいると思います。

ドメイン名に関しましては、利用者のニーズに

ガバナンスをどのように考えるのかというふうに本当に正面から問われましたら、模索しているというふうに答えるしかないのだと思います。これは日本政府だけではなくて、世界じゅうが模索しているということだと思います。多分二通りの、しかし当面のことを考えなきやいけないのかなというふうに私自身は考えております。

一つは、今、平沼大臣のお話にもありましたように、まず入り口のところで、当面できる、今の私たちの持つている手段でできることというものが幾つかあるわけです。これは小さな一步かもできるようじょよと。これは小さな一步かもしれないけれども、やっぱりそこで一つのスタンダードが確立されていくんだと思います。そういうことをできるところから、非常にアリの一步から始めていくというのが一つだと思います。しかし、同時に、もう少し大きな仕掛け方も必要で、それは今も話に出ました例えばICANN、これももう本当にインターネットガバナンスの新しい仕組みで、御承知のよう、以前は私の大学の同僚であつた村井純さんなんかがそれで活躍された。今は富士通のワシントンにおられる加藤さんが活躍しておられる。結果的に見ると、そういううたまたま頑張っておられる人に日本は依存していたという状況なんです。

もちろん、国がどうこうするというのはインターネットの思想に反するわけですから、加藤さんや村井さんのような人がたくさん出てきて、結果的に私たちの、日本の利害が間接的にその中に反映されていくというような戦略が必要なんだと思います。その意味では、やはり非常に幅広いITのパワーを日本社会につけていくということが結局はそのガバナンスになるのではないかと思います。

○畠恵君 どうもありがとうございました。

竹中大臣の方から村井純先生のお話も、また加

藤先生のお話をありましたけれども、そうした先駆者が日本にもいらしゃったわけです。ただ、残念なことに、村井純先生が本当に世界の先端を切つてこの仕事をしたときに、日本のそのころのお役所はクレージーだということでほとんどお話を聞かなかつたということがかつてございました。

私はMITを訪ねましたときに、村井純先生と非常に親しい米国の学者の方とお会いしまして、僕は余りにも村井君が気の毒なので、これはこちらの省ではない方の情報通信担当の省でございましたけれども、そちらにメールを打つたら内政干渉だといって逆に怒られちゃつたという話をMITで聞きました。そんなこともありますが、今の体制は決してそんなことはないと思いますので、ぜひそういう人々をどんどん登用なさつてお話を聞いていただきたいと思います。

あと若干の時間しかございませんが、先ほど沼大臣からもe-Japan重点計画の中にこういう問題もということがございました。まさにこれは、これから日本のIT政策にとりましてバイブルとも言える方針を示したもので、この中でぜひそういう人々をどんどん登用なさつてお話を聞いていただきたいと思います。

私はM.I.T.を訪ねましたときに、村井純先生と非常に親しい米国の学者の方とお会いしまして、僕は余りにも村井君が気の毒なので、これはこちらの省ではない方の情報通信担当の省でございましたけれども、そちらにメールを打つたら内政干渉だといって逆に怒られちゃつたという話をMITで聞きました。そんなこともありますが、今の体制は決してそんなことはないと思いますので、ぜひそういう人々をどんどん登用なさつてお話を聞いていただきたいと思います。

あと若干の時間しかございませんが、先ほど沼大臣からもe-Japan重点計画の中にこういう問題もということがございました。まさにこれは、これから日本のIT政策にとりましてバイブルとも言える方針を示したもので、この中でぜひそういう人々をどんどん登用なさつてお話を聞いていただきたいと思います。

私はM.I.T.を訪ねましたときに、村井純先生と非常に親しい米国の学者の方とお会いしまして、僕は余りにも村井君が気の毒なので、これはこちらの省ではない方の情報通信担当の省でございましたけれども、そちらにメールを打つたら内政干渉だといって逆に怒られちゃつたという話をMITで聞きました。そんなこともありますが、今の体制は決してそんなことはないと思いますので、ぜひそういう人々をどんどん登用なさつてお話を聞いていただきたいと思います。

あと若干の時間しかございませんが、先ほど沼大臣からもe-Japan重点計画の中にこういう問題もということがございました。まさにこれは、これから日本のIT政策にとりましてバイブルとも言える方針を示したもので、この中でぜひそういう人々をどんどん登用なさつてお話を聞いていただきたいと思います。

あと若干の時間しかございませんが、先ほど沼大臣からもe-Japan重点計画の中にこういう問題もということがございました。まさにこれは、これから日本のIT政策にとりましてバイ

○國務大臣(竹中平蔵君) ここに非常に今おくれ
そうになつてやつてきたんですねけれども、実は平
沼大臣も私もＩＴ戦略本部の会合に出ておりまし
た。小泉内閣になつてから最初の会合をきよう、
けさ開かせていただいたんですけど、今先生言
われたような問題意識、我々共有して持つていま
す。

う容易に御想像いただけだと思いますけれども、
きよう目標數値を示したら、多分あしたそれはもう
うオフソリートなものになつてゐるというのがこの
世界なんだと思うんです。私は、具体的な数字
を示すというよりも、まあこのぐらいにしてもら
わなきや困るなというふうに国民が自然に思える
ようなやはり情報が与えられているということだ
と思うんですね。

アメリカでは、九七年に商務省がこのデジタルなEコマースのタスクフォースをつくって、まずやつたことはデータの整備でした。それに基づいて翌年からいわゆるデジタル白書を出し始めるわけで、私はやっぱり日本に今求められているのは、データを整備して、そういう意味で、できれば定期的に国民に今こういう状況になつていると、いうことを知らしめていくことだと思うんです。その中で、国民が求める、やっぱりこのぐらいにやないとおかしいんじゃないかという数字が浮かび上がつてくるというのが恐らく政策論としての議論の仕方なのかな?というふうに思っています。

私は、今たまたまＩＴの担当と、それと経済財政の担当、つまり白書等々の分析の担当を兼務しておりますのですから、そこのリソースをつなぎ合させて、こういうものがデータと分析という形で、もう少し具体的な形で定義できるようになつて、その際も私は目標数値は挙げられないと思いますが、でもまだ高いねとか、もうぱっぽつ国際水準に近づいたなという判断が社会的にできるような基盤をつくっていくのがやはり一番よい方法ではないかと思います。

ＮＴＴの再々編についてという大きな問題も挙げられましたけれども、これも実は要するに競争的かどうかということに私は尽きるんだと思います。その競争政策のあり方というのは、ＩＴ戦略本部ではゼロベースでこれから議論するということで、けさの議論のもう中心はそれでありましたので、ぜひそういうふた競争政策という中で議論をさせていただきたいと思います。

○畠恵君　ありがとうございました。

（直轄正行君）おおよそござる事す。民主党の直轄正行君
嶋でございます。きょうは大変お忙しい中、竹中
大臣にもお願ひ申し上げまして、どうもありがとうございました。
うございました。大臣にお伺いする前に、一、二、
平沼大臣の方にお伺いしたいと思います。
きょうは法案審査ということなんですが、その
前提になることについて事前に少しお伺いをした
いというふうに思います。
これは大臣もごらんになつてゐると思うんです
が、先般、OECDのレポートが出ました。それ
で、私はなかなかおもしろい分析だなと、こう思
つたんですが、その中に、国民一人当たりGDP
で八〇年代と九〇年代、各国別に成長率を比較し
まして、八〇年代より九〇年代の方が成長が高か
った国と逆の国、日本の場合は逆になるわけです
けれども、それを分析しまして、その差が出た大
きな要因として、簡単に言いますと、IT関係の
投資だとかあるいはそれによる社会の生産性の向
上だとか、そういうことが要因になつていて、そこ
こう結論づけたようなレポートが出ているわけだ

○國務大臣(平沼赳氏君) 私も、過日パリで開かれましたO E C D の閣僚会議に一泊四日で行つてまいりまして、そのレポートもよく承知をいたしているところでござります。

確かに、今委員御指摘のとおり、そのような分析がなされおりました。我が国の経済というのは、戦後、軽工業から素材型重工業へ移り、さらには加工組み立て型重工業、こういう変遷の中で、時代時代における最先端の戦略分野を開拓して、そしてアメリカに次ぐ世界第二の経済大国、そういう形で成長してきたわけでございます。

しかし、残念なことでございましたけれども、情報家電あるいは携帯電話などの分野では国際的に見ても、この九〇年代、競争力を持つたわけでありますけれども、インターネットの部分、ITの部分で、あるいはまたそれに伴う電子商取引、そういうものの普及、こういう側面でこのO E C D の分析のとおり、欧米、アジアのIT先進国に比べておくれをとつたということは否定できないことだと思っています。

こうした背景というのは、IT先進国というのが近年その重要性といふものにいち早く着目をいたしまして、大変集中的な取り組みをいたしました。総合的な集中的な取り組みをいたしました。残念なことでしたけれども、我が国におきましてはさまざま規制が存在をしている。そしてまた同時に、新たなルールの設定のおくれ、そういうものがこの九〇年代、このインターネットを中心とするITの普及、それを阻害した一因ではないか、私は、O E C D の分析、そういう結果が出た。ということはそのような背景があつたのではないと、このように私なりに分析しています。

この点に関しましては、昨年、御承知のようにIT基本法が成立をいたしまして、これに基づきまして、本年一月にIT戦略本部が内閣に設置さ

これまで、国家戦略としてe-Japan戦略と、その実行計画でございますe-Japan重点計画が定められました。我が国においてもそういう本当に、別の言葉で言えば失われた九〇年代なんというふうに言われておりますけれども、やはりITの推進、このことが急務だと、こういう形で、もう委員御承知のように、二〇〇五年までにはそのおくれを取り戻して、そして最先端を行くアメリカをキヤッチャップして追い抜こうというような形で、今、竹中大臣もお話しになりましたけれども、今朝、小泉内閣において第一回のIT戦略本部の会議が開かれました。ここでも、かんかんがくがくの議論が行われました。

その中で、やはりいかに競争政策を円滑にして、そしてさらに規制を取つ払つて、いかにインセンティブを起こしていくかと、こういうことが議論の中心として出ておりましたけれども、御指摘のそういうおくれがあることは事実でございますして、今それを取り戻すべく鋭意最重点で努力をしているところでございます。

○直嶋正行君 もう今大臣が御答弁なさった内容でかなり問題意識等もお話しになりましたので、私が思つてることとそれほど違ひがあるわけじゃないと思います、問題意識は。

それで、さつき、私タイトルを申し上げなかつたんですが、このOECDレポート、「ニューエコノミー・熱狂を超えて」というタイトルになつていますが、この中でも、やはり我が国を暗に指して言つているんじゃないかなと、こう受けとめられるようなことを幾つか言わせていただきます。

例えばITに関して言うと、製造産業を幾ら大きくいものを持つてもそれは効果がないんだ、むしろ利用を推進していくことなんだとか、あるいは大臣も触れましたが、競争政策でいえば、通信分野において、日本だけではなくて多くの国という言い方でありますから、伝統的事業者が独占的な地位を占めていると、こういうふうに明確に中に、そういうところはやはり効果的な競争が定着していないんだと、こういうふうに触れて

います。

今お話しになつたように、その部分をこれからといふことなんですが、もう一つ私が心配なのは、今国家戦略として、こういうお話で、それはまことに結構なんですが、ちょっとこのＩＴに関する政府の取り組みをさかのぼつてずっと私なりに調べてみまして、時間が余りありませんから簡単に言いますと、この高度情報通信社会推進本部というのができたのは実は平成六年なんですね。一九九四年、村山内閣のときにできているんです。その間いろいろなことがあつたんでしょうが、今大臣がおつしやつたｅ—Japaｎ重点計画という計画ができ上がったのはことしの三月ですか。ですから、ほぼ六年半かかってやつとこさ目に見える計画の形になつてきてるわけです。

そういう意味で言いますと、村山内閣のときにこういう本部がつくられて、もちろん中はいろいろ変わってきてると思うんで、今回、例えばネットワークということを明確にうたわれていませんが、簡単に言うと非常に遅いんですね、物事を進めるのが、国家戦略になると、いい面は、情報も資源もいろいろ集中して思い切つたことをやれるというのはメリットなんですね、逆に言うと、我が国の欠点なんですが、省庁がそれぞれいろんな権限を持つていますから、なかなかそこを突き崩して思い切つたことができない。こういうことが逆に言うと足を引張るんじゃないかな。むしろ、だから政府より民間に任せていた方がうまくいくんじゃないかな、こういう声もあることは事実なんですね。

それで、ちょっと竹中大臣にお伺いしたいんですけど、私は、例えば我が国のＩＴの普及が遅れた要因というのは、いろいろあるんですが、大きなものは二つじゃないかというふうに思つてます。一つは、やはり今、平沼大臣もお触れになつた規制緩和のおくれ、これが一つあると。それからもう一つは、インターネットの話と電話網、音

声電話の話がかなりこれは混乱、混乱といいますか、日本のインターネットというのは何か音声電話の上に乗つかつて議論されていると、この二つの面がやはり手かせ足かせになつて、特に電話網の話になると、さつきお話を出したＮＴＴの問題とか出てくるわけです。

それで、竹中大臣にお伺いしたいのは、例えば去年あたりもおもしろい指摘がありました。ＩＴ戦略本部の会議でこういうことを発言された方があるようあります。電柱、道路、管路に光ファイバー、ケーブルを引くのは、日本はすべて事前許可制である。一方で、韓国は事後届け出制だと。だから、こんな規制があると、まさにさつきの電柱二千万本に光ファイバーを引くとすれば、事前許可のために二千万回書類を出さなきゃいけない。許可をもらえない。さらに、電柱は道路の上にある、したがつて道路占有許可も必要になって、これも二千万回、国道、県道、市道に分けてそれぞれ行政機関に出さなきゃいけないと。

そういう意味で言いますと、まさにさつきの電線を使うとか、最近ようやくそういう計画が出てきているんですけども、問題は、戦略本部でもそれをやろうということになつていて、それが、どれぐらいのスピードでやれるかなんですね。それから、そのときに、中央省庁だけじゃなくて地方自治体を含めてどれぐらいそれに対応できるかということが一番問題になつてくると思うが、どれぐらいのスピードでやれるかなんですね。それから、そのときに、中央省庁だけじゃなくて、それをやろうということになつていて、それが、今先生御指摘なさつた、電話に偏つていて思つてますけれども、まずこの点について、竹中大臣の進め方といいますか、お考えをお伺いしたいと思うんです。

○國務大臣（竹中平蔵君） 広い意味での競争政策の進め方ということなんだと思うのですが、このお答えに関連しますので、一点だけ、直嶋先生から言われたこととのちょっとコメントを済みませんがさせていただきたいんですが、村山内閣のときから始まつて去年結果が出てきたと、ちょっとと長くかかり過ぎるじゃないかという御指摘だったと思いつつですが、ちょっとそこは全く概念が違うものになつたんだというふうに私は考えております。

つまり、高度情報社会云々というのは、やはり

一つの業の縦の議論をすつとしてきたんだと思うんですね。実は、森内閣になった去年の七月のときに初めてＩＴ戦略会議というのが官邸、つまり総理のもとにできるわけです。それは省庁的なものではなくて、むしろ縦ではなくて横のものをつくるなきゃいけないということで、そのときからある意味で、大変おくれはしたけれども日本のＩＴ戦略というのが始まつたんだと思います。だからこそ、そのときにＩＴ担当大臣というポストもつくられたと。

そう言うと、遅いか早いかということに関すると、去年の七月から始まつたというふうに考へるならば、半年で基本法をつくつて目標を立てたといふことに関しては、まあまあここ半年、一年にわたりは結構頑張つていてるなというような見方もつぶらなきゃいけないということで、そのときからいうふうに思います。

まさにこういう視点に関連するのでありますが、今先生御指摘なさつた、電話に偏つていて思つてます。先ほど私、村井さんの、同僚の話をさせましたましたが、村井さんの説明を引用させていただくと、非常に単純明瞭なんですね。

要するに、インターネット、今の社会革命といふのはデジタル情報を使つてやることです。デジタルな情報だと。数値化された情報である。ところが、専門家が十年前に実験を始めようとしたとき、デジタル情報をやりとりする場所なんかどこにもなかつた。だから、専門家はどう考えかうかといふと、電話線というこれはむしろ古いものであるけれども、仕方がないからこれを使って仮の実験をしてみようという形で始めたわけですね。だから、専門家はこれが本物だとは思つていなかつた。だから、専門家はどう考えたか

つてている。

これは何かというと、まさに技術体系の競争なんですね。この技術体系の競争を促進していくかなといつぱりだめなんです。電話の中での競争も必要です。しかし、技術同士が競争するという形が実は今まで十分に実現されていないわけで、そ

の意味で、広い意味での競争政策だと思います。先ほど引用された非常におもしろい数値は、これは議事録が載つておりますけれども、孫正義さんの数字で、つまり電話線を使ってできると言えます。それを、そこまで踏み込んだ競争をぜひやってもらいたいと。

きょうの午前中にもそういう話が出ましたし、これをゼロベースで、当面の目標を重点項目として今二百幾つ挙げておりますので、その後にゼロベースで競争政策を今議論し始めているというのが現状でございます。

○直嶋正行君 ちょっととＮＴＴの関係の話も御質問したいんですけど、その前に、今、竹中大臣の方からお触れになつたので、ちょっととそれにかかわつて先に質問させていただきたいんです。

今、村山内閣のときは縦だつたんだ、ようやく横になつて、横にしてからはまあまあいいスピードで来ているんじやないかと。私もそういう面はあると思うんです。問題は、縦を横にする話に変わるものに五年も六年もかかつちやつたというところなんですよ。

これは大臣も御承知だと思いますが、その間我が国は何をやつてきたかというと、経済対策など言つて従来型の公共事業だと景気対策にどんどんお金をつぎ込んできたわけですよね。さつき孫さんの発言ですか、私もちょっと引用させていたしましたが、ああいうふうな、まさに構造を変える、競争の体系を変える、こういうことが置き去りにされてきた。その結果が今來てはいるんじやないかと。

そういう意味で言うと、ちょっと今、竹中大臣もお触れになつたんですが、やはり私はこの九〇年代の後半に日本がとつてきた経済政策といいますか、これはやはり間違つていたんじゃないかな。方向がかなり違つていたんじゃないかな。本当に手を触れずに来てしまつたんじゃないかな、こうなことを考えているんですけど、この点どうでしょうね、大臣の御認識は。

○国務大臣(竹中平蔵君) 間違いなく、反省すべき点はたくさんあるんだと思います。

基本的な今の先生の御指摘は、やはり世界の競争条件が変わって、ニューエコノミーという新しい技術のフロンティアが出てきて、まさに経済の供給サイドを見直さなければいけなかつた時代に従来型の公共投資という需要追加政策をやつてしまつた。私は、結果的に見るとそのおりだと思います。それをこの点で切りかえていくこう、この時点で切りかえようというのがまさに小泉内閣の構造改革だと思います。

ただ、あえて弁護する点も若干あるとすれば、やはり八年から九年にかけての日本の経済は一種のクライシスだつたんだと思います。経済といふのは、一たんクライシスが起きてしまつたら政府がやれることというのは一つしかないわけですね。限りなくお金をつけ込むこと。政府は銀行に対する公的資金の注入、追加的な経済対策といふことでお金をつぎ込む、中央銀行はマネーを出し続ける、これしか実はないわけで、そういうことをとらざるを得なかつたという厳しい状況はあつたんだと思います。

問題は、それをその次の需要から供給に切りかえていくやはりタイミングの摸索がなかなか難しかつた。国民は一方で景気景気というふうに言う中でタイミングが難しくて、ベストのタイミングであつたかどうか、ベストの政策がどれたかどうかについてはやっぱり御指摘のような御疑問が残つてゐるということだと思います。

○直嶋正行君 今の議論の統きをやるとまたおもろいんですが、これは緊急経済対策の話になつ

ちゃいますので、ちょっとと話題を変えまして、それではさつき二つと言つたもう一つは、やはりNTTを中心としたNTT問題というんですかね。

これは、私は結論の賛否はいろいろ意見はあるんですが、とにかく時間がかかり過ぎていると思うんです。NTTの、要是公正競争をどう確保するかとか、あるいはNTTの経営の問題含めて。

おとといの委員会でAT&Tの例を大臣引かれて

御答弁されました。やはりスピードが全然違つたんですね。ですから、いろんな起きてくるものにうまく対応できたと、アメリカの場合は。

本の場合は、NTTの問題というのは十年以上かけてまだ、がたがたがたがたやつていてるわけですよ。

そういう面でいうと、決断するところはやはり政治が決断して、今まさに縦を横にするんだと、そういう中でどうこの通信網を含めてとらえていくくんだということを判断しなきゃいかぬと、そういうふうに思つております。

それで、もう一つちょっとそれにかかわつて、

これは、この間ちょうどADSLの大手の東京めたりつくが何が経営不振に陥つてゐるというふうな記事が出ていまして、この中に、NTTとの関係でどうも接続の話がうまくいかなくて、結局同じものがNTTで開発できるまでNTTの方が契約をオーナーしなかつたというようなことが、これは私は眞偽はわかりませんが、報道でいろいろ

されています。こういう問題についてどういうふうに今お考えになつていますか。要するに、NTTのあり方の問題とこうなことが指摘されていることについてどうなんでしょうか。ちょっとと御見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(古屋圭司君) 今御指摘ございましたADSLの問題につきましては、昨年公正取引委員会等々も俎上に上げまして議論をされました。私も承知をいたしております。

いたいるところでございまして、私どもはそういった観点からこの通信政策のあり方というのは取り組んでいくべきだと思っております。

これは直接経済省が担当ではございませんが、I-T戦略会議あるいはそれぞれの機関の中で議論をされておりますので、私どももそういう認識であります。

○直嶋正行君 あと、続きまして竹中大臣にちよ

つと、I-T担当室といいますか、戦略、いわば事務方のところの問題について幾つかお伺いしたい

んです。

今のI-T担当室の体制、ちょっと私も関連資料をいたいたんですが、これを見てますと、やはり今議論しているような非常に重いといいますか、大きな国家戦略を担う事務局ということで考

えると極めて寂しい状況じゃないかなといふのは、私は率直に思います。これは、今担当大臣のもとで、事務局は総勢三十二名で、ほとんどは、ほとんどといいますかトップの方は兼任でありますし、兼任の方も多いですね。

それで、理屈の話じゃなくて、私も現実に詳しい人によつと取材をしてみました。例えば省庁の側、既にこうなことを実行を受け持つてお

る省庁の側の方、あるお役人さんにもよつと取材をしてみたんですけれども、ちょっとと耳が痛いかもしませんが、黙つて聞いていただければあ

りがたいんです。

今、この担当室の状況を見ると、ここからいいアイデアが出るとはとても思えない、これははつきりおつしやつていました。例えばこの平成十三年度の予算も、I-T関係で一・九兆円ですか、大体二兆円ぐらい予算を組んでいるわけです。これも実態は全部各省庁に丸投げで数字を集計して、簡単に言えば工程管理をやつてているという状況じゃないかと。だから、そのお役人さんの意見

としても、やはり専任スタッフをきちっと置くべきじゃないかと思いますと、個人的な意見としている。これは役所としては言えませんということなんです。これは役所としては言えませんということなんですが、大体似たような話でありまして、特にこれ見ればわかるんですが、各省庁からこの担当室に入りになつて来ているようなところがあつて、突然中で各省庁の対立が激しくなつていると、率直にこうな話を聞きました。

ですから、こうなことですと、最近はとみに旧郵政省

の利害をよつて來てゐるようなところがあつて、突然中で各省庁の何か話があつて別の話が出てきたとか、ちょっとと平沼大臣には恐縮なんですが、あえて言いますと、最近はとみに旧郵政省

と経済産業省の対立が激しくなつていると、率直にこうな話を聞きました。

今、この担当室の問題として、竹中大臣にお伺いしたいんですけども、今のI-T担当室の本部体制といふんですが、多分これは置かれた機能がそこまで期待していないと思うんです。

問題にしてスピーイーにやつてきてるんだと、こういうお話をあつたんですけども、多分これはI-T専門の行政組織をつくつたらどうだという御意見もいろいろ出でていますが、こういつた点についてどのように今、突然担当になられたばかりで恐縮なんですけれども、お考えがあればお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先生の方が中心になつて、国会で私の部下を十倍にふやしてくれといふふうにもし言つてくださいましたんだつたら、担当大臣としては基本的に大変ありがたいことだと思います。

今御指摘になつた問題、これは実は官邸、内閣府全体にかかる問題も含んでいますと思います。

各省庁からいらっしゃつて、もちろん全員は一生懸命やつてはくださつていますけれども、それが親元といいますか、そういうところの基本的な考え方を引きずつて、これはもう否定できない、そのような点は非常に強いんだと思いま

す。そうならないようにするのが担当大臣のリーダーシップということなのかもしれません。

私はあえて言つて、確かに数もふやしていただきたいたいと思いますが、基本的に欲しいのはやつぱり知恵の部分なんだと思うんですね。今の担当者

に知りがないというのではなくて、社会全体に知りがないというの私が私はやつぱり一番の問題なんだと思っているんです。

例えば、先ほどからNTT等の話がありましたけれども、私、一方でマクロ経済政策をやつています。マクロ経済政策というのは、長年つき合っている日本を代表するマクロ経済学者が集まつて議論すると、大体そんなに違わないんです、言つていることは、もちろん微妙に違つて、学者は好きですから微妙な違いだけをおもしろおかしく議論するんですが、大体コンセンサスがあるんです。しかし、このNTTは、通信の上での競争政策のあり方というと、理論的に、政治的な利害に基づいて理論的なコンセンサスすらほんどないというのが現状なんだと思います。

あつて、いわゆるネットワークの経済性があるところがコンテンツになるとまた事情、いろんな要因が出てくると。それがごつちやになつて、最終的にはNTTをどうしたらいんだといふ活動としては、私は今の三十二名の部員の方は少ない人数で基本的によくやつてくださつているというふうに思ひます。

IT戦略本部にはそのほかにも民間の部員の方が入つていただいています。ソニーの出井会長、先ほどの村井さんを初め入つていただいている。それを当面、社会全体でリソースが余りない状況で、当面はそれをいかに活用していく必要があるのか。ただ、今の先生の中でもう一度申し上げますけれども、やっぱりこれをほつておいたら、どちらかといふとそれそれの親元の利害を反映する場で全部親元に投げて、みんなそんなに痛みを出さないようになつてしまふ懸念はありますので、そのマネジメントは担当者としてはもう十分に心がけたいといふうに思つて

います。

○直嶋正行君 これは、きのうの通告では竹中大臣だけにお伺いすると、こういうふうに申し上げておつたんですが、今この話、これは国家戦略としてやるということですから、今、竹中大臣から心配な面も含むとちょっとお話をありましたが、これについて経済産業省の方で、大臣なり何か御見解があればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳氏君) 今、直嶋先生から御指摘があつて、非常に重大な国家戦略で三十二名とまずインフラの部分は物すごく規模の経済性がある。それで、今具体的におつしやられましたけれども、経済産業省とまた総務省とのいろいろな綱引きがある。

そういう中で、大変竹中大臣に御苦労いただきていると思うわけありますけれども、私は感想として、やはり行政改革、それは断行しなければならないというのも国家命題だと思っておりまます。しかし、不要なところの人員はこれほどなん削減をして、そして国民に対してそういう国家的なむだをなくすということは基本的に大切なことだと思いますけれども、必要なところの人員といふものは、やはり行政改革の中でふやすことも私は行政改革だと思っています。

そういう中で、こういう大切な国のまさに二十一世紀、そういったところを担う今のこのIT関連のところに對しては人員をふやしてもいい、そういう部署だと、私はそういうふうに政治家としても思つております。また、今の御指摘の省益が優先をしてしまつて国益が損なわれる、こういうようなことはあってはならないことでございます。

○国務大臣(竹中平蔵君) いわゆるつかつかという言葉がありますけれども、単純にそういう形での積み上げをしていくと、本当にIT戦略本部としての機能を果たせないとふうに思つてます。その点は私の基本方針として、今の先生の御意見をぜひ実行に移していきたいというふうに思つています。

実は、予算の問題は、一方でもう一つ私が担当しております経済財政諮問会議の大変重要なテーマにもなつてまいります。経済財政諮問会議とそこは私自身の中で運動させるということになるわけですが、まさに今おつしやつたように、やはり

たことも踏まえまして万全を期していかなければならぬ、このように思つております。

○直嶋正行君 私は一番のキーワードは、さつき竹中大臣が言われた縦を横にするという話なんですね。ですから、やはり組織のある方も含めて、縦を横にするのはこの戦略なんだという視点に立つて、組織や人の問題と今大臣触れられましたが、それを見直すべきだと思うんです。

もう一つは、お金の問題なんですが、私は、平成十三年度予算是ある程度やむを得ないと思う。さつきちょっと悪い言い方をしましたが、確かに省庁から上がってきたものが集計をされて一・九兆円ということになっているんですが、問題は、それから、今具体的におつしやられましたけれども、クリエーティブなアイデアもなかなか出にくい。それも、経済産業省とまた総務省とのいろいろな綱引きがある。

そういう中で、大変竹中大臣に御苦労いただきていると思うわけありますけれども、私は感想として、やはり行政改革、それは断行しなければならないというのも国家命題だと思っております。しかし、不要なところの人員はこれほどなん削減をして、そして国民に対してそういう国家的なむだをなくすということは基本的に大切なことだと思いますけれども、必要なところの人員といふものは、やはり行政改革の中でもう一つやさすことも私は行政改革だと思っています。

これは担当者としての企画、この役割分担を書くと企画と総合調整と、こういうふうに書いていますが、特に企画力とかあるいはそういうものを実現していく力というのは要求されると思うんですけれども、この点について、竹中大臣に御所見を伺えればと思うんです。

○国務大臣(竹中平蔵君) いわゆるつかつかという言葉がありますけれども、単純にそういう形での積み上げをしていくと、本当にIT戦略本部としての機能を果たせないとふうに思つてます。その点は私の基本方針として、今の先生の御意見をぜひ実行に移していきたいというふうに思つています。

一方で、この重点計画の中、行政、公共分野の情報化においてこういう表現で課題設定されていますが、これから日本にとって本当に本質的な業務の改革、省庁横断的な類似業務・事業の整理、制度・

一律ではないんだと、めり張りをつけるんだと。そのままに重要な分野がこのITであるというふうに考えていますので、ITについてここはもう

戦略的に、経済財政諮問会議での議論とこのIT戦略本部での活動というのを連動させていこうと思っています。

一つせひ来年度予算に関して申し上げておきた

いのは、総理の所信表明の中にもe-Japan

n、IT二〇〇二プログラムの話があります。こ

れは中間目標ですけれども、これの目指すところは、二〇〇二年に例のワールドカップサッカーが日本で行われます。

考えてみると、人類がインターネットと携帯電話を使うようになつてから、世界じゅうの人が日本に集まる初めての機会がこの二〇〇二年のワールドカップサッカーだということになります。こ

のとき日本がIT戦略というのを世界にさらされて世界に評価される。高く評価されるか低く評価されるか。これを一つの求心力として、そこに

中間目標を持って再びITに対する求心力を高めたいという一つの意図でありますので、これはそ

ういう趣旨からも予算の中に積極的に前向きに反映させていきたいというふうに思つてます。

○直嶋正行君 次にもう一つお伺いしたいのは、

今度は電子政府の問題なんですが、e-Japan

nの中でももちろん大きな柱になつていて、これが

すが、例えば平成十三年度予算を見ますと、IT

関係の予算が一兆九千億円強なんですが、そのうち行政の情報化であるとかあるいは公共分野における情報通信技術の活用というところを合わせま

すと約一・四兆円です。つまり、政府の今回のe-

Japan計画といいますかIT計画のお金の七

割は、いわゆる電子政府といいますか行政部門の

情報化とそれにかかるものにつぎ込まれる、こ

ういうことになるわけですよね。

一方で、この重点計画の中、行政、公共分野

の情報化においてこういう表現で課題設定されてますね。単なるオンライン化ではなく業務

法令の見直し等を実施し、行政の効率化を実現する必要があると、こういうふうに触れられております。

しかし、さつき申し上げたように、七割の予算を使いながら、これは各省庁から出ている項目、経済産業省のやつもいろいろ個別にちようだいしていますが、押しなべて一言で言いますと、今申し上げたような体系にはなっていらないんです。これはさつき申し上げた縦のままであります。ですから、例えば総合的に事業を整理していくとか、あるいは似たような制度はそれぞれ考え直していくとか、あるいは全体としてこれだけ効率化をしていくとか、そういうものは全く欠落しているわけです。

竹中大臣に、御担当大臣ということでお伺いしたいのですが、そういう意味での行政の効率化についてのベンチマークをつくるとか、そういうことをきっちりと今申し上げたようなことをやつていかないと、また一種の箱物行政的なことになると終わるんじゃないかというのが私の心配なんです。ですから、どういうところに目標を置いて、この行政部門の効率化というのをこのIT戦略の中でお考えになっているのか、その点御見解をお伺いできればというふうに思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 直嶋先生の御指摘、実は大変重要な指摘だというふうに思っております。

IT戦略会議のとき、幾つか、四つぐらいの分野に分けて議論をしてきました。インフラの整備、人々の情報リテラシーを高める、電子商取引、それでもう一つが電子政府だったわけです。

実は、当時の議論としては、これは私自身を含めての反省になりますけれども、この電子政府の部分というのはインフラの戦略的整備なんかに比べると比較的淡々とやっている分野ではないかなというふうに思っていました。だから、私の印象では戦略会議では確かにこの部分についての議論はそれほどなされていなかった。ところが、改めて気がつくのは、淡々とできる

分野であるからこそ淡々とやつちやいけないんだということなんだと思うんですよ。まさに現実は御指摘されたようなことにちょっとなりかけている懸念を実は私自身も持っております。

きょう第一回目の会合で、担当大臣として次の三つの分野を重点的にことしのテーマにしたいといふ私なりの方針を申し上げました。三つの分野というのは、一つは、インフラの戦略的整備に当たって競争政策を抜本的に見直すというのが第一点。第二点は、人々の、国民のいわゆる情報リテラシーを高めるための思い切った画期的な政策を

とる、これが第二点。第三点が、国民から見てIT時代とは何なのか、デジタルライフとは何のかということをモデルケースのようなものを幾つかつくることによってはっきりと見せること。そういう三つの方針を私自身挙げさせていただきました。

そこで改めて気がつくのは、この三つに全部共通しているのは電子政府だということなんです。まさにインフラをつくるということになります。これは省庁間で、ないしは都道府県の間でこれを結ぶという、インフラをつくるということになります。

同時に、これは例えですけれども、何年か後には住民票というのはインターネットでとれるようになるわけですから、納税もそうなっていくわけですから、これはまさに人々に対しそれをやるきっかけを与える、情報リテラシーを高める。

同時に、電子政府の結果、我々の生活はどういうふうに変わらんかというモデルケースを示すことができる。その意味で、位置づけとしては、きょうの私の方針を受けてぜひ電子政府の戦略的進め

での方針を踏まえた上でさらにこれを戦略的にパワーアップするという方向をぜひ考えていただきたいと思つております。

○直嶋正行君 今大臣の方から御答弁いただいたんですが、私が申し上げた効率化なんかみたいなことでいいますと、地方自治体なんかで、例えば入札をこれの方式に切りかえたことによって経費がもう一割ぐらい削減されたとかいろいろ出てるんですね。それで、そういうことにうまく置きかえていけば、置きかえなんですね、これは置きかえなきやだめなんです。

この世界で僕なんかよく心配するのは、例え参議院なんかもそうなんですね。パソコンがずっとネットワークできているんですけど、やっぱり紙の仕事は紙の仕事で残っているわけです。そうするとどういうことになるかというと、紙の部分は紙の部分、従来型の。これを紙ということで一言で言いますと、それはそれで必要だから置いておきます。そこへ新しい仕事としてこのIT化の話が乗っかかると仕事としてはふえる、こういうことになるんですね。やはりこちらが一番注意しなきやいけないところで、大胆に置きかえていくと、いう発想をとらないといけない。

そのために何をやるかということが必要だと思うんですが、それで、例え私が一番そういう面でいうと政府としてやりやすくなると思うのは、いろんなものを買ったりいろいろ調達しますね、行政機関が。そういうものに思い切つてこれを取り入れるとか。

アメリカなんかではクリントンのときに実はそういうものを法律にしているんです。私が今申し上げたのは、行政調達合理化法という法律をつくつて、それによって電子化していく、きっちりと私勉強した範囲で言うと、今申し上げた調達合理化法というのとあと行政評価法というのも法律にして、これもIT、要するに電子化なんですよ。それからもう一つ言うと、文書作成業務撤廃のそういうのも法律をつくつてきっちりとやつて

る。ですから、私は今のこのIT重点計画の中にはこういうところが見えていないんですよ。まだ、これからの課題になるんじゃないかと思いますし、さつきおつしやつた国民にきちっと理解をしていただいてこれを進めていく、あるいは国民の方からいろいろ知恵を集める、こういうことでいえば、やはり目に見える形で法制化をして、そのとおり政府はやるんだよということを示していく、というのは大変大事なことだと思うんですが、この点についての大変の御所見をいただければあります。

○国務大臣(竹中平蔵君) 個々の積み上げのプロセスで御指摘いただいたようなことはそれなりに今まででも考えられてはいるわけです。ただ、その点が必ずしもはっきりとした形で目に見えていないうといふ点も事実だと思いますので、これはもうぜひ今申し上げたような形で少し戦略性を高めるような努力をしていきたいと思います。

一点だけ広い意味での電子政府に関連することなのでありますけれども、きょう、IT戦略本部の場で一番最後に総理が特に発言を求められ、平沼大臣は席をお立ちになつた後だったかもしれませんけれども、きょう、IT戦略本部の場で一番最後に総理が特に発言を求められて、興味を持つていてるという御発言がありました。多分、きょうの夕刊にはそういうような発言が出るんだと思いますが、これはこれまでまた大変重要な一つのメッセージ性を持っているのだと思います。こういうことも含めて、幅広く少し戦略性を高めるということを心がけたいと思います。

○直嶋正行君 ちょっと法案の方に今度はお伺いしていきたいと思います。

きょうのこの二つの法律案なんですが、その内容に入る前に、例えば民法の特例法案ということを例に挙げて申し上げますと、要は、隔地者間の契約成立の時期の問題を今度は從来の発信時点から到達時点に変えようと、こういう話なんですが、いろいろ経過を調べてみますと、日本の対応

ね、簡単に言うと。もちろんそれぞれの国、歐米諸国と比べると、法律制度の違いだとかそういう要因はあつたんですが、一言で言うと一番後ろを走っている。

私がいろいろ聞きますと、そのために例えれば国際的にいわゆるBツーバーですか、ビジネス同士でやるときに、日本の企業の大体八割ぐらいは契約款の中で到達主義を採用しますよということをわざわざ記載をしてきたと、これまで。そういう法律がないために記載をして対応してきたというようなことも聞いております。

○國務大臣(平沼赳氏君) 電子商取引等に関するルール整備につきましては、各国ともI-Tの浸透に応じまして特に九〇年代の後半に着実にその整備を進めてきた。そのことは、非常にそこと比較して我が国がちょっとおくれているということは事実だと思います。

我が国におきましては、政府、民間それぞれにおいて法制度を含めたルール整備の必要性についてある意味で認識が乏しかつたと、こういった私たちは事実があつたのではないかと思います。きちんととしたルールを整備するよりも、むしろ問題を個々のケースに応じて相対で処理をする、そういう風潮があつて、御指摘のようなそういう状況に

あつて確かにＩＴについておくれたということは私は御指摘のとおりだと思っています。

しかし、大変そういうような反省の上に立て、委員も御承知のように、この二、三年は集中的にＩＴ関連法案の整備が進められているところでございまして、よく御承知のことですから、申し上げる必要はないと思ひますけれども、例えば一昨年の不正アクセス禁止法でござりますとか、昨年はまさにＩＴ基本法、電子署名法、書面電子化一括法、この今国会においては本日御審議をいただいている二法案、それに加えまして、カード犯罪のための刑法の改正法案、個人情報保護法案などと、また電気通信事業法改正法案などを政府として提出しているところでございまして、こうした取り組みによって国際的にも遜色のないルール整備を実現していかなければならぬ、こういうふうに思つております。

いずれにいたしましても、直嶋委員御指摘のように、確かに法整備の問題でもおくれていたということは事実でございます。したがいまして、二〇〇五年のゴールに向かつて我々としては必要な法整備というものに鋭意取り組んでいかなければならぬ、そのように思つています。

○直嶋正行君　ぜひよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

それで、ちょっと内容に今度立ち入つて御質問したいんですけども、今例に挙げました民法の特例の法律案なんですが、到達時点にするということなんですが、ちょっとこれもいろいろ消費者のいろんな苦情を聞いておられる方なんかにお話を聞きますと、消費者サイドから見ていると、到達時点、要はメールを出しちゃつたら終わりですから、向こうが受け取つてくれたのかどうかよくわからんんですね。受けてもらつたかどうか心配だから、何か別のところに、また似たようなところに発注したりする。やはり幾つかの事業者にそういう発注をしている人もいらっしゃるみたいですね。消費者の中には、

ですから、今回これを変えることについては私

はいいと思うんですが、やはり一方で、今度は事業者の方から受けたよということを返すようなことを義務化してもらえると、特にこれはBツールの関係でいうとそういうトラブルが防止できるんじゃないか、こういう御意見もいただいているんですけれども、この点、私もそうかなと思うんですが、そういう義務化ということについてどうなんでしょうか。

○副大臣(松田岩夫君)　まさに今おっしゃったことにおこたえする意味でこの法案の改正がなされておりますのでござります。

本法案は、御案内のとおり、電子契約につきましては瞬時に相手に意思表示の通知が到達いたしますものですから、先ほどから出しておりますように国際的なルールとの整合性、国際的なルールはまさにそのわけでございますが、契約の成立時期を到達主義に転換する、そういうふうに今度改正するわけでござります。したがいまして、事業者が、今おっしゃるように、承諾の通知を行わなかつたという場合にはそもそも契約が成立しないわけでございまして、そういう意味で消費者が不安定な立場に立つということはないわけでございます。

そうしたことから、到達主義でございますから、事業者から消費者に到達したということで初めて契約が成立するわけでございますので、改めてその事業者からまた申し込みの受領通知を義務づけなきやならぬということはない。まさに到達が契約の成立である、したがって消費者としても安心しておれる、こういうことになると理解しております。

○直嶋正行君　そういうことでよろしいんですか。必ず返すと。

○副大臣(松田岩夫君)　はい。

○直嶋正行君　ちょっと私はその点誤解していたんですけど、要は、発注をしてもう相手方に着いたよと、その時点で契約成立だというふうに私理解したんですが、今の話だと、注文を受けた側がそれを今度は消費者の方に返す、受けました

○直嶋正行君 そうですか。わかりました。

○副大臣(松田岩夫君) もやはり消費者の錯誤ということなんですが、今回この改正で、画面を見て発注する場合に、確認できるような装置を事業者が自分の、なかなか言葉で言うのは難しいんですが、幾つか例を見ると、それは確認をする、これを押さないと発注されません、こういう仕組みがない場合に、消費者が誤つてクリックしちゃって発注したとか、そういうケースの場合は無効ということになるんですけれども、業者の方がこういう装置をちゃんとつけていますよ、画面にこういうものを盛り込んでいますよ、だから確認して発注してくださいということになつていて、消費者が間違えて今度はクリックして発注しちゃつたという場合はこれは無効にならない、こういうことなんですね。

実はいろいろ調べてみますと、こういう発注画面のつくり方も、そういうことを確認してくださいよというその確認の場所が非常にわかりやすいケースとわかりにくいケースがある。これも意図的にわかりにくくしているというようなこともやはり伺うんですね。だから、知らないうちに確認をしちやつて発注した、こういうケースもやはりあるようなんです。

これは法律でなかなか規定するというのは難しいことなんですねけれども、経済産業省なんかでも、ある日一日担当の方がぱあっとインターネットの画面をチェックして、何かそういうおかしな、おかしなといいますか紛らわしいものがないかどうかいろいろチェックされるようなこともあります、おかしなといいますか紛らわしいものがないといふうに聞いているんですが、やはり何とかこれガイドライン的なもの、こういうところにきちんと消費者がわかりやすいような確認装置を入れなさいよとか、そういうものをむしろ示して指導していく方がこういうトラブル防止ということ理解になるわけですか。

でいうと望ましいんじゃないかと思うんですが、この点はいかがございましょうか。

○副大臣(松田岩夫君) 御指摘の確認措置につきましては、御案内のように、法案の第三条におき

まして、事業者が電磁的方法によりその映像面を介して消費者の申し込みを行う意思の有無について確認を求める措置と規定されておるわけでございます。

この規定の意味するところを我々はこう理解しております。つまり、ウェブ上の確認画面のように、消費者が申し込みの送信ボタンを押す直前に申し込み内容を確認し訂正できる画面が独立の画面として設定されているケースがまさにこの条文にぴたりだ。そういうことであれば確認措置の解釈をめぐつて大きな混乱が生ずるということはないのではないかろうかということで、今おっしゃつたような特に政令でまたガイドラインをつくるとか、そんなことまでは想定しておらないわけございません。

いずれにしても、現実にそういうことが起こり得るのかどうか、今後、個別具体的なケースについて疑義が生ずるというようなことがあれば、それは当然当省としても対応すべき事柄でございまして、今後の推移を見守るということは当然必要でございますし、必要があればすぐ対応することを検討していかなければいけないと思っております。現在の法文の規定で明確に具体的な確認措置について、それほどどころか疑義のない対応がとられるのではないかという判断のもとにこの案になつておるわけでございます。

○直嶋正行君 松田副大臣の御答弁は自信満々なんですが、後でトラブルがたくさん出ないようになります。これは要するに、私がこれをいろいろ言つてゐるのではなくて、私なりにちよつといろいろ取材をしてみたんですよ。そういうトラブルを専門にやつておられる方は、やはりよくやられそうな抜け穴も御存じなんですね。問題はそこなんですよ。だから、まじめに、今、松田副大臣がお答えにな

つたとおりにみんなが対応してくればそれはそれでいいんですけど、これはもういいです。

それで、もう一つ、今度はこの電子消費者契約に関する訪問販売法の適用をされるわけですね。

通信販売ということになるんですが、これは当然商品だと役務が指定制になつておるんですけども、このインターネット取引で意外に多いのが実は訪問販売法の指定外のものですね。何か医薬品だとそれまでのものであるとか食料品などか、あるいは旅行だとか、意外にそういうのが多いんですよ。指定されているものもあるんですけども。

ですから、むしろこの部分について言うと、法律が違うところで規定しているというのは私も知っているんですが、通信販売に限つて言えば、対象商品とか役務の見直しが必要ではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○副大臣(松田岩夫君) 先生がおっしゃつた通り、特定商取引法、今までの訪問販売では、行政規制を定める法律でありますから、規制は必要最小限にとどめるべきであると、そういうた要請もありますし、また、それぞれの分野の規制をしとおります。それで、私はこの委員会がふ道がされています。それで、私はこの委員会がふさわしいのかどうかよくわからないものですから、きのうも通告のときに、時間があればちょっと聞いていませんで、今、後の方で答えられたように、必要なものはどんどん拡大していただきたいということですから、それで結構でございます。

最後に一つだけお伺いしておきたいんですが、実は最近、この数日、エシュロンについて新聞報道がされています。それで、私はこの委員会がふさわしいのかどうかよくわからないものですから、きのうも通告のときに、時間があればちょっと聞いてみたいがということを申し上げましたら、いや、これは危機管理の方ですからということで経済産業省の方がおっしゃつて、そつちへ問い合わせしましたら、結局ぐるぐると回りまして、四つぐらい、最後にまた、いや、これはやっぱり経済産業省ですよ。だから、それはどこがこういう問題を扱うのかは、平沼大臣、一度検討していただければ思います。

ただ、これについて、事実関係も含めてよくわからぬ話なんで、いたずらに騒ぐのはよくないかもしれません、かなり確定的なような発言もされておりまして、ちよつと私もホームページから引っ張つたら、オーストラリアの方では実はここに加わっているんだと、必要なデータとして収集を要求しているものの中に日本の通産省の計画というのが実は入つているんですね。

対象に加えるべく、例えばプログラムのダウンロードサービスあるいは音楽、スポーツ、写真等を鑑賞させるサービス等を追加指定したところでございます。

○国務大臣(平沼赳氏) この問題というのは、おっしゃつたいろいろな関係者の皆さんからの御意見、消費者トラブル等の実態を十分聴取いたしまして、関係審議会での審議も踏まえまして追加の対象を決定してきたところであります。

今後も、もう当然のことございますが、そういう実態に合わせまして必要が生ずればすぐ対応させていただくということで、先生おっしゃる御趣旨に即応していきたいと考えております。さて、対象商品とか役務の見直しが必要ではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○直嶋正行君 今、御答弁の中で、私は廃止とは言つていませんので、今、後の方で答えられたように、必要なものはどんどん拡大していただきたいということですから、それで結構でございます。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。昨年の十一月に、やはり当委員会でIT基本法についても私は質問をさせていただきました。いわゆるIT革命ということなんですねけれども、ITについてどのように考えていくかということなんですが、私はIT情報通信技術の発展というの人は人類の非常に文化、技術の発展の中でも画期的な一段階を切り開く技術であるというふうに考えております。とりわけインターネットの発展と普及、これは多様な情報を入手して発信する、新しいコミュニケーションの手段であると見ておきます。それだけに、この新技術を、特定の人たちがうまく使うということではなくて、国民の共有の財産にしていくという、そのためのルールというものが今非常に求められているのではないかというふうに思っています。

そこで、インターネットの電子取引というの非常に特徴があると思うんですね。だれでも参加ができる。一定の道具が必要ですけれども。それから、民間主導で市場が形成される。スピードが極めて速い、瞬時に行われる。国境のない市

ですから、この点について、きょうはもうそんなにこれを詰めるつもりはございません。何か今この時点でお考えになつていることがあればお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

場が形成されるというような、非常に新しい特徴を持つているというふうに思うわけです。それだけに、過日、消費者契約法のときでもいろいろな議論がありましたけれども、消費者の利益を保護するという点で非常に情報力や交渉能力において弱い立場にある人たち、消費者を保護するという特別のルールが極めて重要な要素になっているということではないかと思います。

そこで、まず初めに、平沼大臣に、IT、インターネット上の消費者保護はどうあるべきだというふうにお考えなのか、基本的な御認識を伺っておきたいと思います。

○国務大臣(平沼赳氏君) 西山先生御指摘のように、IT、これはやっぱり画期的なことだと思っております。電子商取引というのは消費者にとって、家庭から直接さまざまなネット上の店舗、これは国内に限らず御指摘のように世界のそういう店舗にアクセスする、そういうことが可能なわけございまして、ある意味では非常に大きな利便性があるわけであります。

しかしながら、御指摘のように、その影の部分として電子商取引に関する消費者トラブルが近年急速に増加をしてきていることも事実でございまして、適切な消費者保護対策を講ずることによりまして、この影の面を減らして、電子商取引に対する消費者の信頼を向上させていく、このことは極めて私ども重要なと認識しております。

このために、政府が法律や制度の整備によりましてその環境を整えていくことが言うまでもなく重要であるとともに、民間企業や産業団体が電子商取引の健全な発展のためにその責任を自覚いたしまして、自主的な対応策を積極的に講じていくことも同時に極めて重要なことだ、このような認識を持つております。その上で、企業や政府による適切な情報提供を前提に、消費者がトラブルに遭わないようみずから十分注意することも肝要だと思つております。

このように、消費者に信頼される電子商取引の健全な発展のためには、政府、民間の各主体がそ

れぞれの立場から努力をして総合的な対応策が積み重ねられていくことが必要だと思っています。

経済産業省といたしましては、このため、從来から訪問販売法による通信販売規制の着実な実施に努めているところでございまして、電子商取引では誤操作等による意に反する申し込みという新しい形態の消費者トラブルがふえていくことに対応いたしまして、昨年秋の臨時国会で御協力をいただきましたけれども、同法を改正いたしまして、消費者保護規制を強化いたしまして、特定商取引法と改称いたしまして、実は明日から施行することにいたすことにつけておりります。

加えて、このような電子商取引特有の新しい消費者トラブルについて、民事法上の消費者利益の救済を容易にするべく、このたび本法案を提出させていただいているところでございます。

また、もう西山委員御承知だと思いますけれども、民間団体による取り組みをいたしまして、例えは昨年の六月から日本通信販売協会等によるオンライン・トラスト・マーク制度が開始されるところでおざいまして、当省といたしましても、これを積極的に支援をしているところでござります。その意味では、消費者保護施策つまり縦割りではなくて総合的な観点から実施するということは大変重要なと、いうふうに思っております。

昨年十二月に、総理大臣を議長とする消費者保護会議というのが開かれていますけれども、そこでもIT革命の推進に向けた消費者保護の取り組みを最重点施策というふうに位置づけて行政を進めいくということを申し合わせています。

具体的には、特定商取引に関する法律、消費者契約法等々ありますけれども、我々のe-Japan戦略も踏まえて、電子取引特例法案、この法案等々を出させていただいている。つまり、必要な法的措置を講じつあるということ。

それともう一つは、やはり消費者に対する情報提供や啓発・啓蒙活動というものが大変重要なんだというふうに思います。今の中間目標の中にも、こういった問題意識をちりばめていて、法の整備、それと啓蒙活動、総合的な観点からの消費者保護というのを行なう必要があると思いますし、ぜひその方向に進めたいというふうに思つてます。

○西山登紀子君 今までのこの対策は、どちらか

○国務大臣(竹中平蔵君) 西山先生の問題意識、大変私も共有して持っているつもりであります。

インターネットというものは大変自由であって、しかし自由であるからこそ不安がある。自由であるからこそよいこともできるし、悪意を持った人が悪いことをしやすいという意味でも多分あるであります。特に、このネットの取引というふうになつてきますと、面と向かってやると相手の顔色がわかる、電話だと相手の声ぐらいはわかる、しかしネットだと何も見えない、相手が。その意味でのリスクというのは間違いないあると。

平沼大臣おつしやつたように、そういつた意味でのある程度のセーフティーネットとしての消費者保護というのがあつて安心して利用者が拡大して本当の意味でのネットワークの経済性が發揮していくという、そういう問題だと思います。その意味では、消費者保護施策つまり縦割りではなくて総合的な観点から実施するということは大変重要なと、いうふうに思つております。

昨年十二月に、総理大臣を議長とする消費者保護会議というのが開かれていますけれども、そこでもIT革命の推進に向けた消費者保護の取り組みを最重点施策というふうに位置づけて行政を進めいくということを申し合わせています。

具体的には、特定商取引に関する法律、消費者契約法等々ありますけれども、我々のe-Japan戦略も踏まえて、電子取引特例法案、この法案等々を出させていただいている。つまり、必要な法的措置を講じつあるということ。

それともう一つは、やはり消費者に対する情報提供や啓発・啓蒙活動というものが大変重要なんだというふうに思います。今の中間目標の中にも、こういった問題意識をちりばめていて、法の整備、それと啓蒙活動、総合的な観点からの消費者保護といふのを行なう必要があると思いますし、ぜひその方向に進めたいというふうに思つてます。

○西山登紀子君 今までのこの対策は、どちらか

というとビジネス上の画期的な技術なんですけれども、どちらかというとビジネス上のメリットを最大限に引き出す、ビジネスチャンスの拡大に非常に関心があつたんではないかなというふうに私はあります。どちらかといふと懸念をしておりまして、いかにコストをかけずに商品や役務の販売、提供ができるかだとか、代金の回収や決済コストなどの資金を削減できるかだとかいうようなことです。また、インターネットでの不正行為からいかにビジネス上の利益を守るかというようなことが中心に議論や対策が行われてきたのではないか、消費者保護の視点というものが十分考慮されてこなかつたのではないかというふうに私たちには思つております。

そして、IT基本法、実は最終的には私たちは修正案を出して反対をいたしました。それはなぜかといいますと、やはりこの消費者保護については明確に、あるいは具体的な記述が非常に不十分だということからでございます。修正案を出してしまして、そのときの修正案の中身は、要約的に申し上げますと、個人情報の保護、修正案を出してしまして、反対をいたしました。それはなぜかといいますと、やはりこの消費者保護については明確に、あるいは具体的な記述が非常に不十分だということからでございます。

修正案を出してしまして、そのときの修正案の中身は、要約的に申し上げますと、個人情報の保護、消費者保護の徹底という部分の修正の部分といふのは、総則に高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たつては、国に個人情報の保護及び消費者保護についての責務があることを明記して、具体的な推進計画を策定することを重点計画に追加するというような中身を修正案として出したんです。これが賛成は多数は得られませんでしたのでもちろん採用されおりませんけれども、しかし、この法の審議がさらにその後一歩進めるという形でされておりますので、これは竹中大臣に私はそういう点での御努力をぜひしていただきたいということを御要望しておきたいと思います。

それで、次に移りたいと思つけれども、そういう形でIT社会、非常にいろんな機会がふえておりますが、審議の中でイメージを具現化するため、総務省に来ていただいていると思うのですが、パソコンやインターネットの普及状況、今後の普及見通し、目標について、また主婦の方だ

とか、そういうトラブルというのが最近は多く発生している、先ほどの内閣府の報告でも何千件にも及ぶそういう苦情が来ている。こういう実態であります。

現行の民法では、契約の申し込みに対する承諾の通知が発信された時点で契約が成立をする、こういうふうになつていてるわけでありますけれども、こういった電子取引の場合、瞬時に到達することが可能であるという一方、不到達、到達しないというリスクがあるわけでありまして、したがいまして現行の法制での対応というのは不十分である。こういうような状況を踏まえまして、国際的なルールの調和という観点からも、こういった電子取引をする場合は契約の成立の時期というものを到達主義に転換をするということで今回の法案を提出させていただいたということをございます。

順次充実していくことによつて、ほとんどこういふた不正あるいは契約に関するトラブルといふものは未然に防げるケースが大部分になつてくるのではないか、こんなようなことを期待している次第でございます。

○西山登紀子君 ほとんど未然に防げるということで、それほど自信を持つていいのかなというような感じもするんですけどもね。私たちは、もつといふものにしていきたいなということで実はいろいろと考えて、また法制局の皆さんのお知恵を拝借したり経済産業省の皆さんのお知恵も拝借したりして、いろいろと考えてきましたが、法律も、なかなか難しいなというふうな思いもあるんです。

それで、ちょっとお伺いしたいんですが、法律の第三条のただし書き項の問題についてお伺いいたします。

わざわざ法律の第三条にただし書きを入れてあるわけですから、どのような理由で入れたんでしょうか。また、このただし書きを全部削除してしまうとすれば、消費者や事業者にどのような不利が生まれるんでしょうか。どうなるのか教えてください。

○政府参考人(太田信一郎君) 西山先生御指摘のよう、本法案第三条、操作ミスに関する消費者トラブルに関して、消費者が行つた操作ミスが民法第九十五条のただし書きの重過失に該当するか否かについての解釈をめぐらまして紛争が生じてゐることに対応するためのただし書きの規定でございます。

ことは、逆に当事者間の利益のバランスを失することとなると考えております。このような考え方は、国際的にも取り入れられることによって、消費者から無効を主張されないという事業者の方のメリットもあるということで、インセンティブも働くという面もあるかと思っております。

○西山登紀子君 第三条のただし書き項の後段の部分をなぜ入れたのか、削除した場合にどうなるかということもあわせて御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(太田信一郎君) 事業者が確認措置を講じていて場合、それから消費者がそれで特に確認をしなくともいいというふうに認められた場合にまで重過失の反証を逆転させるということは必要がないというふうに判断したところでござります。

○西山登紀子君 それをとつちやつたらどうなりますか。そのただし書き部分をとつてしまつたら。

○政府参考人(太田信一郎君) 恐らく、先ほど申しましたように、事業者の方は確認画面を設けるインセンティブが働くなくなるということもござります。その関係でいろんな形でのトラブルが生じるおそれもございます。

○西山登紀子君 その確認措置といふことなんですが、それも御答弁申し上げましたように、国際的なルールにおきましても確認画面を設けた場合にまで無効を主張するという形でのルールにはなつていいないということで、国際的な整合性を図るという意味でもこういう形が望ましいというふうに考えておるところでございます。

○西山登紀子君 その確認措置といふことなんですが、この法案には「確認を求める措置」があるケースが生じる場合もないとは言えません。そういう場合において、私ども十分消費者の

これまで、措置を講じておりますというふうに事業者が主張すれば消費者は今までどおり裁判で争うしかなくなつてしまつて、錯誤の主張を認めさせるということがむしろ困難になつてしまふんじゃなかと思うんですけれども、その点はどうですか。

○政府参考人(太田信一郎君) 御指摘の確認措置につきましては、法案第三条におきまして四つの要件、事業者が電磁的方法によりその映像面を介して消費者の申し込みを行う意思の有無について確認を求める措置というふうに具体的に規定されています。

○西山登紀子君 もう少し具体的にお伺いします。

○政府参考人(太田信一郎君) 申込みの送信ボタンを押す前に申し込み内容を確認し訂正できる画面が独立の画面として設定されているウエブ上の確認画面のように、消費者が申し込みの送信ボタンを押す前に申し込み内容を確認し訂正できる画面がこれに当たります。確認措置が申請する画面が独立の画面として設定されているところでございます。

○西山登紀子君 もう少し具体的にお伺いします。

○西山登紀子君 そうなりますと、やっぱり判例を重ねていくと、いうふうなことになつてしまつて、また裁判で争うということになると、実際にこの法律が目指している消費者を守るということが困難になつてしまふんじゃないかなというふうに思ふんですけども、もつと確認措置といふこの措置をもう少し具体的に明示することはできないものでしようか、どうでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 私どもも、法案を策定する段階で法制局等と十分議論をして、先ほど申しましたようにできる限りわかりやすく規定したところでございます。こういう条件を満たした形での確認画面を事業者として用意していただけると思つております。

ただ、個別具体的なケースについて本法案の確認措置に当たるかどうか、最終的になかなか疑義があるケースが生じる場合もないとは言えません。そういう場合において、私ども十分消費者の

御相談にきめ細かに対応していただきたいというふうに考えておるところございます。

○西山登紀子君 その点での知恵を絞るということなんですね。

それで、やっぱりトラブルが起きて、一つ一つ民法の判例を積み重ねて処理していくというふうなことになりますと、本当に消費者にとっては大きな変なことでござります。法律でこの確認措置なるものをもう少し明示できないかなと。その方が事業者にとつてもトラブルを防止するためのインセンティブが働くでしようし、消費者保護にもプラスになるのではないかということです。

これはきょう私たちの方から提案させていただけます修正案ですが、その中身につきましては、とりわけ確認措置の中身について、例えば「特定の電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を意図する場合にはその旨を表明すること」ということが一点。二つ目には、その「表明に係る意思表示の内容を明確かつ完全に表示すること」。三つ目には、その「表示に係る意思表示の内容について、必要に応じ訂正を加えた上で誤りがないことを確認する旨を表明することを消費者に求める事」。そして最後に、その「表明に係る内容の意思表示を行うかどうかについて、明確に消費者の選択を求める事」など、四つの点でもう少し規定を具体的に細かくするというようなことをやれば、最低限それぐらいのことをきちっと明記すれば、事業者にとつては、「ああ、そういうことをきちっと画面でやっておけば無効にされることはないんだな」ということで、むしろインセンティブが働くんじゃないかなと。消費者にとつても好ましいことじゃないかというようなことで、この点はどうでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 私が先ほど御答弁申し上げました四つの要件というのは、今、西山先生がおっしゃられたことを意味していると私は考えております。法案が制定された暁には、私もとしてはそういう趣旨の普及徹底を図つて、消費者のトラブルが起きないように努力

していきたいというふうに考えているところでござります。

○西山登紀子君 ということで、いろいろそういうことをも含めて検討された上で提案だというこ

となんですが、私たちの方はもう少し法律にきちんとその点を盛り込んでおいた方がお互いにいいルールになるんじゃないかなというふうに考えております。

それで、続きまして、いわゆるインターネット取引の中にクーリングオフのルールを導入するることはできないのか、あるいは検討されていないのか、ということでお伺いしたいと思うんです。通信販売は指定商品のクーリングオフというのがありますけれども、そういう点はどうでしようか、検討されているでしょうか。

○政府参考人(太田信一郎君) 御案内のように、クーリングオフ制度は、いわゆる訪問販売のよう

な取引形態におきまして、意思形成の過程で、消費者が販売業者の直接かつ不適切な勧誘等に左右され、意思が不安定なまま契約を結ぶことが多い、これを事後的に救済するために、このような取引形態について一律に無条件の契約解除権を消費者に付与するものでございます。

他方、今回の措置の対象となる電子商取引においては、消費者と事業者は直接対面せずに契約を締結するため、通信販売一般と同様に、基本的には消費者はみずからのお自由な意思に基づきまして余裕を持って契約の申し込みを行うことができます。したがって、電子商取引につきましても、通信販売一般と同様にクーリングオフ制度の適用対象とすることは適切ではないと考えております。

他方、電子商取引特有の操作ミスに関するトラブルにつきましては、今回の法案により必要かつ十分な措置が講じられる判断しているところでございます。

○西山登紀子君 先ほど私が紹介いたしました総務省の調査でも、消費者の不安の二番目に挙がっているのが、注文時に想像していたものと異なる

商品が届く可能性があるというようなことが七二

%もありますから、これはやっぱり今後こういうことが消費者保護のためには必要になってくると

いうふうに私は考えておりますので、ぜひよく研

究をしていただきたいというふうに思います。それから、先ほどのたどし書きの後段の部分削除についても、インターネットを利用する人たちがかなり年齢が下がっているというふうなこともあって、消費者といえどもそういう部分も含めて

消費者になってくるというふうなこともあります。

そこで、もういいよというふうに言つたから、そういうのは無効、取り消しはできないんだよと

いうふうにしていいのかということについては、やはり弁護士の皆さん方からもいろいろな反論がパ

リックコメントで届いているというふうにも思

いますが、その点でも私たちは、やはりこういう部分は、いいよと言つても、そのいいよと言つこ

とによってその後どういうふうに自分の権利がなくなってしまうかということまで十分消費者が理解していいよというふうに言うかどうかというこ

とは、その点も問題ですので、こういう点はあいまいだから取つた方がいいじゃないかというふうに私たちは考えております。

それで、最後に大臣お伺いしたいわけですが

れども、この電子商取引というのは本当に多様なトラブルというものを起こす、便利であると同時にそういうものもやっぱり伴つているというふう

なことで、リアルな取引のときは現物を見て直

接事業者にも会つていろいろこういうふうに交渉ができるわけですから、画面上の情報という

ことで、消費者が自己責任によつてこういうふうに判断していくことになります。そうな

りますと、知識あるいは操作技術あるいは法律上の知識や交渉能力という点でも、一般的の消費者

というのはやっぱり弱者の立場ではないかというふうに思うわけです。

今回の法律の改正、もちろん第一歩だというふうに思いますけれども、全般的な電子商取引のト

ラブルを未然に防いでいくと、いう点では、OECDの電子商取引に関する消費者保護ガイドラインというようなものも出されて、いるわけですが、そ

ういうことも含めて総合的な対策が求められるのではないかと思いますが、その点の対策、大臣にお答えくださいて、質問を終わりたい

と思います。

○国務大臣(平沼赳夫君)

お答えをさせていただ

きます。

電子商取引に関する消費者トラブルとしては、申込み段階での錯誤に関するものが特徴的でございますけれども、御指摘のように、その他のものも見られるわけでございます。多様な消費者トラブルに対応して電子商取引に対する消費者の信頼を確立していくためには、官民による総合的な対策が必要であると考えておるところでございま

す。

このため、経済産業省といたしましては、従来から、訪問販売法に基づき、インターネットサー

フティーの実施等によりネット上の広告表示の適正化を図つてきているところでございます。またさ

らに、誤操作等による意に反する申し込みとい

うのに対する対策がござります。またさ

らに、誤操作等による意に反する申し込みとい

うのに対する対策がござります。さ

らに、消費者がネット上で信頼できる店舗を選択するのに役立つ情報を提供するため、日本通信販売協会等によるオンライン・トラスト・マーケ

制度が開始されておりまして、当省いたしまして

でも、これを実は積極的に支援をしているところ

でございます。

そして、御指摘のありましたOECDの電子商取引消費者保護ガイドラインにつきましては、一昨年十二月に採択されたものでございまして、電子商取引に参加する消費者が通常の対面取引などリアルの世界を下回らないレベルの消費者保護を受けることを確保する、このことを基本原則としております。具体的には、事業者が広告において取引上の重要な情報を明確に開示すべきこと、消

して、こういったことについてはどのように対応するか、お預かりします。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたしま
す。

海野先生御指摘の規定は、インターネット取引になれている方で確認措置が煩わしいと感じるような消費者に対応いたしまして、消費者に確認措置の要不要の選択をやだねる場合があることを考慮して設けたものでございます。したがって、法案第三条に規定する「当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明」となるためには、事業者が個々の契約ごとに確認措置の要不要について消費者に対しても明確に問い合わせた上で、消費者の方から確認措置は不要である旨を積極的に選択することが必要と考えております。

範というよりも裁判の場合の規範としての性格を持つているよう思ひます。したがいまして、この運用に当たりましては、行政庁の判断よりは裁判所の判例等における紛争解決事例の蓄積、そういうふたつにまつところが多いのではないか、大きいんではないか、こう思ひわけでございます。つまり、善意の消費者及び事業者を不必要なトラブルから救うためには、判例等を収集し、幅広く情報を公開していくことが必要であろうと、このように思ひわけでございますけれども、この点についての対策としては、法務省、どのようにお考えになつてゐるか、お願ひします。

○政府参考人(小池信行君) 判例情報の提供によりまして裁判所による紛争解決の先例基準を広く国民に示すということにつきましては、紛争の予防や早期解決を図る上で重要な意味を持つものであると考へております。この点は、先生御指摘のとおりでございます。

この半例情報はつきましては、従来から最高裁判所が編集刊行いたします判例集等によりまして提供をされてきたところでございますが、平成九

年以降、最高裁判所におきまして、より迅速かつ容易な判例情報へのアクセスを可能にするため、主要な最高裁判所の判决の全文であるとか、

あるいは特に知的財産権関係訴訟の判決等につきまして、先ほど申し上げました最高裁のホーム

ページを利用して公開をしているところでござります。

判例情報をインターネットホームページ等を通じて広く公開し、提供していくべきであるという議論として、裁判所

論がなさざれでしるところでござりまじて、表半紙におかれましても、この審議会の最終意見を踏まえて、幅広い判例情報の提供に努めていかねば

るものというふうに存じております。
○海野義孝君 次に、消費者がこのＩＴ社会に安心して参加するには、トラブルの発生におきま

て簡易で迅速な紛争の処理ということが行える仕組みというのが必要であろうと、こう思うわけで

ございます。

貢
昨年来、消費者契約法等におきましてもこの問

題がありましたがれども、そこで電子商取引における消費者紛争に迅速に対応できる裁判外紛争処理、つまりADRの充実を図る必要性があろうと思いますけれども、この点につきまして、ADRの具体的な推進方法についてはどのように対応されるお考えになつていていますか。

うかという点についてお答えいただきたいと思います。

○副大臣(松田岩夫君) 御指摘のとおり、インターネットといふ国境のない世界に関係するルールにつきましては、国際的な整合性を図ることが極めて重要でございます。本法案は、まさにこのような認識のもとに、ドメイン名紛争に関して国際的に整備が進んでいるルールを十分踏まえて立案をしておりまして、国際的に整合した内容についているものと考えております。

具体的に申し上げますと、ドメイン名紛争は開する国際的なルールの整備としては大きく二つの

流れがあります。

一つは、裁判のルールに関し、世界知的所有権機関、いわゆるW I P O が各国政府に勧告をするとともに、欧米主要国では新法の制定または既存法の活用、アメリカでは新法の制定、欧洲では既存法の活用によりまして裁判ルールが形成されております。第二に、裁判外の紛争処理手続に関する

まして、ドメイン名登録機関がルールを整備しております。そして、以上の裁判のルール及び裁判外紛争処理手続のルールの骨子は、いずれも不正な目的で他人の商品、役務の表示と同一または類似するドメイン名を登録または使用する行為に対して被害者に救済を与えるというものであります。

一方、本改正法案は、不正の利益を得る目的で
または他人に損害を加える目的で他人の商標等と

同一もしくは類似のドメイン名を取得し、もしくは保有し、または使用する行為を新たに不正競争

行為の類型とするものでありまして、今申し上げました国際的なルールと整合する内容と考えてお

○海野義孝君 では最後に、もう一問、平沼大臣

にお願いしたいと思います。

も、電子商取引のルールの整備の一環として、一定の評価をすることができると思いますが、それとも、その場の争いの対策とならないよ

に、対策を講じるに当たりましては基本となる理念をどのように構築していくかということがこれからも非常に重要であろうと、こう思うわけでございます。

していかなければならないと思つています。
第三は、国際的に調和したルールを構築すると
いう原則でありまして、電子市場は国境のない市
場でありまして、我が国のみ特別なルールを形成
することは避けなければならないと思つております。

状でござりますし、またよく言われているようじに、閉店をしているそういうところが多くて、店じまいをしちやつたところが多くて、シャツタ通りというような形になつております。

我が国の景気の現状というのは、米国経済の減速などから輸出が減少した。そして、これも先生御承知のように、生産は二ヵ月連続マイナスが続くなど、低下傾向がはつきり見えてきておりなす。また、求人や残業時間も減少傾向がござして、企業の業況も悪化に転じるなど、全体として景気は以前にも増して弱含んでる、こうふうに思つています。直近に発表されました生業率も、四・七から、四月は四・八、〇・一ボント上上がる、こういう形で厳しい現状にありま

痛みは伴いますけれども、景気を安定軌道に乗せ
るやつばかり通らなければならない道である。
こういう中で、私どもいたしましては、中小
企業に対するセーフティーネットというのも十分
二分に考えながらやつていかなきやいけない。そ
ういう痛みを伴うことに関して、いわゆる一時的
に失業が出る、そういう可能性が非常に大であり
ますので、やはりそこは新規産業をいかに早く立
ち上げて、そしてそこに雇用を吸収していくか
と、このことも急務の問題だと思っています。
アメリカは八〇年代、三つ子の赤字を抱えて大
変な不況になりました。その中で、ＩＴ関連を中心
にしてイノベーションを起こして、そして新規
企業を創出する。そのことに対してインセンティ
ブを考え、一時的には雇用が厳しい状況になりま
したけれども、結果的には新しく起こったそういう
うベンチャーを含めた企業というものが雇用を吸
収して、そして未曾有の九〇年代の景気回復、こ

すが、この点も何かお答えいただければ、踏まえてひとつ御決意をお願いしたいと思います。

○國務大臣(平沼赳氏君) 電子商取引の発展のためにには、民間主導で市場が形成されること、また変化のスピードが速い、そして国境のない市場が形成される、こういったサイバー空間の特質に応じた施策を展開することが重要であると思っております。

私はとしては、こうした電子市場の特質を踏まえまして、三つの原則を指摘したいと思つております。

私は、地元をずっと回っておりまして、地方の市の商工会議所の皆さんと話ををしておったんだんです。いろんなことを言つたんですが、やっぱりどうきつときたのは、何よりもすぐそこの商店街を歩いてみてくださいよって言うんですね。歩いてみましたがけれども、これは大きなスーパー等が来るに影響だけじゃなくて、やっぱり経済が非常に落ち込んでいる状況ですね。

一つは、過剰な規制は排除をいたしまして、市場の創意工夫を最大限引き出すという原則でございます。電子商取引市場においては日々新しい取りモデルが考案されており、こうした市場における創意工夫が過剰な規制によって阻害されはならない、このように思つております。

第二は、電子市場においても十分な消費者保護と知的財産保護を図る、こういう原則が必要だと思つていてます。これによりまして、消費者も事業者も安心して電子市場にも参加できる環境を整備

○國務大臣(平沼赳氏君) 確かに梶原先生御指摘の
ように、今、日本の景気の現状というのは非常事
態でござりますけれども、江戸時代から続いてい
る表町という商店街がございますが、そこに夜七時
ごろ行きますともう閑古鳥が鳴いているような現
はどのようになるとらえておるのか。それから、何か
構造改革をやれば景気がよくなるような話であ
りますが、どこをどうしようとしているのか。ちよ
つと難しい話ですが。

こうした中で、やっぱり我が國経済を自律的に回復軌道に乗せる、そのためには、今構造改革ことをおっしゃいましたけれども、昨年いろいろ努力をしてまいりまして、私ども経済構造改革いうものを昨年十二月末に二百六十項目取りまして、その百は八割方手がついたところでありますし、また緊急経済対策を最優先でやらなきゃいけない。そうなりますと、どうしても金融サイドの不良債権でありますとか、産業サイドの不良債務、これを処理していくことが、一時的

としては十五の項目を提案させていたたいて、そしてこれをたたき台として六月の半ばまでにいわゆる中間の取りまとめをして、具体化をして、この国の経済に活力を与える、こういう形で経済産業省として全力を尽くして頑張らさせていただきたい、このように思つてはいるところでござります。

○梶原敬義君 意欲はよく伝わるんですが、構造改革の中身が何度聞いてもなかなかわからぬ。ですから、不良債権の問題でいうならば、ゼネコンがもう百円切っている株のところがいっぱいあ

りますね、幾つか大きいところが。こういうものをもう切り落としていくのか、それを温存しながらやっていくのか、その辺は總理も内閣もどこまで腹を決めているのかよくわからなんですが、そこの点はどうなんですか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私どもはことしの一月から、実は金融担当大臣と私ども経済産業省と、それから今お話をあつたゼネコンを抱えている国土交通省の三つの省庁の中で、まず審議官クラスによって一つの連絡協議会を立ち上げまして、そしていろいろ検討をしてまいつたところであります。

そういう中で、私どもいたしましては、産業サイドの構造改革、不良債権を進めるに当たっては、やはり産業再生法というものをこの四月二十七日でございましたけれども、省令と告示の改正によって対応する。そういう中で、やはり痛みを伴わないようなそういう形の中で処理をしていかなければいけない。

そういう中で、私どもいたしましては、産業サイドの構造改革、不良債権を進めるに当たっては、やはり産業再生法というものをこの四月二十七日でございましたけれども、省令と告示の改正によって対応する。そういう中で、やはり痛みを伴わないようなそういう形の中で処理をしていかなければいけない。

しかし、今御指摘のあつた、そういう厳しい状況に置かれている大手建設会社等々、ここのことの不良資産といふものもやはり手をつけざるを得ない、そういう状況にあるわけあります。その中で、それを進めるに当たってはやはり大きな痛みが伴つて、そしてその傘下の一生懸命まじめに業をやっている中小零細企業、こういう方々に對しては、その本業を支援する意味で細かいセーフティーネットをつくつていかなければいけない。ですから、大きく言えば、いわゆる聖城なき構造改革、そして改革断行内閣、こういう小泉内閣におきましては、一的には痛みが伴うけれども、アメリカがやつたように新しい、繰り返しになりますけれども、経済活力を生み出すために、そういつたところもメスを入れるべきところは思い切つてメスを入れていかなきゃいけない、これが私どもの構造改革の基本姿勢だと、こういふふうに思つております。

○梶原敬義君 私は、アメリカやヨーロッパの先進諸国は比較的景気がよくて、日本だけなぜ悪い

のかという問題に突き当たると思うんですね。それは、バブルを日本は放置し過ぎた、そしてバブルをつぶした後の後遺症が治らぬまま、あれやこれや下手な外科医が切るようにいろんなところを手がけてきたが、なかなか効果が出ない。そういうところに問題がありまして、かつて我が国は第一次オイルショック、狂乱インフレ、これは一九七三、四年ごろでしたね、よく覚えてますが、それからプラザ合意のちょっと後まで長い不況が続いたんですね。十一年ぐらいかかるつております、景気がよくなるまで。今度のバブルが芽を出しますまで十一年ぐらい。

だから、今の不良債権の状況とか、そういう後遺症が非常に残つてることを考えると、これはバブルがはじけた後の十年や十一年や十二年といふのはかかるんじやないか、かかっているんでは、それが最大の問題があるわけですから、経済をよくするように努力をしてもらいたいと期待をするんですけれども、いかがでしょうか。

私は、失業率も四・八%ですから、いろいろ聞いて就職の話が来るとどこも物すごい競争率、ちよつといいところは、それから中小企業の倒産あるいはもう私の地元の別府の旅館、ホテルは大変厳しいです。だから、そういう状況の中で景気対策をやるといふのをやらぬといふのが、辛抱せいというのか、内閣の方針がなかなかわからにくいい。悪いけれどももう二、三年辛抱せいといふのをよくするために個人消費をどのように高めていくかといふところに焦点を当てながらやらないと、きょう出ております法案、IT関連を何とかすれば景気がどうこうという問題だけじゃない、日本の場合は、もっと底が深いような気がしておるんです。

私は、民間の会社で働いておりましたときに、

小さな会社で、親会社から社長が来るんです。来た社長は、もう必ず前の社長の悪口を言うわけであります。力のない人に限つて、経営能力のない人に限つて前人のやつたことを否定していくんですね。私は今の内閣のやり方というのは、過去を理解しながらいいところと悪いところを選別していくのならいいけれども、過去を切りまくつていつて、そして自分は身を浮かばせていくというようなり方は、どう考えてもこれは正常ではない。私はそのように思うんです。

通産大臣に私は期待するのは、これは前からずっとやつておられて継続しておられますから、経済担当大臣として、もう少し変わつた発想で内閣に景気対策を言うなり、あるいは何も同じことをやヨーロッパと比較してなぜ日本は悪いのかといふのは、そこに最大の問題があるわけですから、それを一体どうするのかということを抜きにはそ

ういい答えは出ないんじゃないと思ふんです。私は、失業率も四・八%ですから、いろいろ聞いて就職の話が来るとどこも物すごい競争率、ちよつといいところは、それから中小企業の倒産あるいはもう私の地元の別府の旅館、ホテルは大変厳しいです。だから、そういう状況の中で景気対策をやるといふのをやらぬといふのが、辛抱せいというのか、内閣の方針がなかなかわからにくいい。悪いけれどももう二、三年辛抱せいといふのをよくするために個人消費をどのように高めていくかといふところに焦点を当てながらやらないと、きょう出ております法案、IT関連を何とかすれば景気がどうこうという問題だけじゃない、日本の場合は、もっと底が深いような気がしておるんです。

私は、個人消費が落ち込んでいますから、景気をよくするためには個人消費をどのように高めていくかといふところに焦点を当てながらやらないと、きょう出ております法案、IT関連を何とかすれば景気がどうこうという問題だけじゃない、日本の場合は、もっと底が深いような気がしておるんです。

したがつて、今御指摘のように、経済産業省としてやはり経済に対して責任を負つてはいるので、ひとつ頑張れといふ御激励をいたしました。ですから、これも繰り返しになりますけれども、私どもは各省庁と連絡を取り合いまして、昨年の七月、産業新生会議、これは民間の方々や学識経験者の方々にも入つていただいて、かんかんがくがく議論をしました。そして、IT戦略本部、戦略会議も七月からたび重なる会議の中でも、それが今

e-Japan構想というのに結びついていま

す。これも二〇〇五年までの大変大きな計画で、そして先進国のアメリカをキャッチアップしよう

ということですけれども、この政策に関しても小さくのならないけれども、過去を切りまくつていつて、そして自分は身を浮かばせていくというようなり方は、どう考えてもこれは正常ではない。

私はそのように思つてます。

通産大臣に私は期待するのは、これは前からずっとやつておられて継続しておられますから、経

済担当大臣として、もう少し変わつた発想で内閣に景気対策を言うなり、あるいは何も同じことをやヨーロッパと比較してなぜ日本は悪いのかといふのは、そこに最大の問題があるわけですから、それを一体どうするのかということを抜きにはそ

ういい答えは出ないんじゃないと思ふんです。私は、失業率も四・八%ですから、いろいろ聞いて就職の話が来るとどこも物すごい競争率、ちよつといいところは、それから中小企業の倒産あるいはもう私の地元の別府の旅館、ホテルは大変

厳しいです。だから、そういう状況の中で景気対策をやるといふのをやらぬといふのが、辛抱せいといふのか、内閣の方針がなかなかわからにくいい。悪いけれどももう二、三年辛抱せいといふのをよくするために個人消費をどのように高めていくかといふところに焦点を当てながらやらないと、きょう出ております法案、IT関連を何とかすれば景気がどうこうという問題だけじゃない、日本の場合は、もっと底が深いような気がしておるんです。

私は、個人消費が落ち込んでいますから、景気をよくするためには個人消費をどのように高めていくかといふところに焦点を当てながらやらないと、きょう出ております法案、IT関連を何とかすれば景気がどうこうという問題だけじゃない、日本の場合は、もっと底が深いような気がしておるんです。

したがつて、今御指摘のように、経済産業省としてやはり経済に対して責任を負つてはいるので、ひとつ頑張れといふ御激励をいたしました。ですから、これも繰り返しになりますけれども、私

どもは各省庁と連絡を取り合いまして、昨年の七月、産業新生会議、これは民間の方々や学識経験者の方々にも入つていただいて、かんかんがくがく議論をしました。そして、IT戦略本部、戦略会議も七月からたび重なる会議の中でも、それが今

うに思つてゐるわけであります。

○梶原敬義君 時間がなくなりましたが、私、この大都市をじつと上から見てみますと、住宅がやつぱり依然として狭隘なんですね。だから、住宅取得に対する消費税をここ三年ぐらい景気がよくなるまで取らぬとかなんとか、何かやつぱり生きた話をしないと、なかなかじやないでしょうか。大臣の決意は伝わりました。

もう時間ですから、一つだけ。

さつきから議論を聞いておりまして私も質問しようと思つてたんですが、情報通信の関係でかつての郵政省と通産省と分かれています、いろいろありましたですね。だから、もうこの段階では情報通信は総務省に置くんじゃなくて、通産通信省か何かにして一緒にして、戦略会議で横でといったつてこれは限界がありますから、やつぱりラインで走るようにはそこは発想を変えた方がいいんじやないでしょか。

それも申し上げまして、時間が来ましたので、終わせていただきます。

○委員長(加藤紀文君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、魚住沢英君が委員を辞任され、その補欠として亀井郁夫君が選任されました。

○委員長(加藤紀文君) 他に御発言もないようですが、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(加藤紀文君) 电子消費者契約及び电子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案に対する修正案について、その提案理由及び要旨を御説明いたしました。

本法案は、消費者が行う電子消費者契約において特定の錯誤があった場合のみに民法の特例を定めます。

○委員長(加藤紀文君) 二つは、事業者が確認措置を講ずる必要がない旨の意思表示があつた場合について、本法律案では、確認措置の内容について特に要件を設げず、消費者に重過失があれば消費者は錯誤無効の主張をすることができないこととされています。このところを、事業者が映像面に表示した手続、消費者の購入意図の表示、意思表示の内容の訂正措置、意思表示の明確な確認措置などが行われた場合に限ることにより、消費者が錯誤無効を主張できる範囲を拡大するものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいまます。

○委員長(加藤紀文君) これまでのところを、事業者が映像面に表示した手続、消費者の購入意図の表示、意思表示の内容の訂正措置、意思表示の明確な確認措置などが行われた場合に限ることにより、消費者が錯誤無効を主張できる範囲を拡大するものであります。

○委員長(加藤紀文君) これまでのところを、事業者が映像面に表示した手續、消費者の購入意図の表示、意思表示の内容の訂正措置、意思表示の明確な確認措置などが行われた場合に限ることにより、消費者が錯誤無効を主張できる範囲を拡大するものであります。

○委員長(加藤紀文君) これまでのところを、

めでています。

リアル取引における消費者保護は、広告、勧誘等の契約成立前の情報提供、契約の申し込み、承諾など契約の各局面に対応して措置がとられています。サービス空間における契約に関しても、多くの消費者が安心して参加することができる条件だれもが安心してネット市場に参入、活用できる環境整備を図ることが求められています。

しかしながら、本法案では、意思確認の措置をとった場合、また再確認の措置を放棄した場合には、民法の錯誤の特例を適用しないことにしています。このままでは、法案が意図した消費者の錯誤無効の範囲を制限するおそれもあります。

本修正案は、消費者保護を明確にするため、消費者が錯誤無効を主張できる場合を拡大するものであります。

めでています。

西山君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(加藤紀文君) 少数と認めます。よつて、西山君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本修正案は、消費者保護を明確にするため、消費者が錯誤無効を主張できる場合を拡大するものであります。

この特別に關する法律案について採決に入ります。まず、西山君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(加藤紀文君) 少数と認めます。よつて、西山君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、不競争防止法の一部を改正する法律案の採決を行います。

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(加藤紀文君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

う決定いたしました。

○委員長(加藤紀文君) 次に、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼赳氏君) 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申上げます。

我が国のエネルギー供給の大半を占める石油は、国内供給のほぼ全量を輸入に依存しており、

その安定的な供給の確保は我が国のエネルギー政策の根幹をなすものであります。しかしに今日、

第三点は、石油公団が保有する国家備蓄の的確な放出を確保するため、経済産業大臣は、石油の供給が不足する等の事態が生ずる場合において、石油公団に対してその備蓄に係る石油を譲り渡すこと命令を行う等の場合に、石油精製業者、石油輸入業者及び石油販売業者等に対し、指定石油製品の

国際石油市場の一層の発達等、石油の供給をめぐる経済的、社会的環境に新たな変化が生じております。

このような状況の中で、引き続き石油の安定的な供給を確保するため、石油産業の需給調整規制を撤廃するとともに、緊急時における石油供給の確保の基盤である石油備蓄制度の強化及びより効率的かつ確実な自主開発原油の確保を図ることが必要であります。

こうしたことから、政府といたしましては、このたび、石油業法を廃止するとともに、石油備蓄法及び石油公団法を改正するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、石油業法の廃止であります。

これは、需給調整規制を廃止し、市場原理を一層導入することにより、石油の安定的な供給という重要な役割を担う石油精製業者等がみずから創意工夫により強靭な経営基盤を確立することを促進するものであります。

次に、本法律案の改正であります。

その改正の第一点は、同法の題名を石油の備蓄の確保等に関する法律とすることであります。

第二点は、石油精製業者等による石油備蓄義務の履行の確保の強化等を図るために、石油精製業者とともに、石油輸入業者、石油販売業者を登録の対象とすることがあります。

第三点は、石油公団が保有する国家備蓄の的確な放出を確保するため、経済産業大臣は、石油の供給が不足する等の事態が生ずる場合において、石油公団に対してその備蓄に係る石油を譲り渡すこと命令を命ぜることができるものとすることであります。

第四点は、石油備蓄の放出の実効性をより確実なものとするため、経済産業大臣は、基準備蓄量を減少し、または石油公団に対し備蓄の譲り渡し命令を行う等の場合に、石油精製業者、石油輸入業者及び石油販売業者等に対し、指定石油製品の

生産予定量等の報告をさせ、当該報告に基づき生産予定量の増加等の措置をとるべきことを勧告し、正当な理由なく勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができるものとすることです。あわせて、経済産業大臣は、緊急時に国民的確に対応できるよう、必要な情報を国民に提供するものとすることあります。

第五点は、石油備蓄義務の履行の確保の強化を図るため、罰則に係る規定の整備を行うことあります。

第三に、石油公団法の改正であります。

その改正の第一点は、より効率的かつ確実な主開発原油の確保を図るため、石油及び本邦周辺の海域における可燃性天然ガスの採取をする権利等を譲り受けた採取を行うために必要な資金を供給するための出資を行うことを石油公団の業務に加えることあります。

第二点は、石油公団が保有する国家備蓄の的な放出を確保するため、経済産業大臣の命令に基づいて石油備蓄の譲り渡しを行うことを石油公団の業務に加えることあります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴取いたします。田中慶秋君。

○衆議院議員(田中慶秋君) ただいま議題となりました石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案に対する衆議院における修正につきまして、その趣旨の御説明を申し上げます。

本法律案の衆議院における審査におきましては、石油業法を廃止するとともに石油備蓄法及び石油公団法について所要の改正を行うことについて、参考人から意見の聴取を行なうなど、慎重な審

査を行いました。

その中におきまして、本案施行後、施行状況及

び内外の石油事情その他の経済事情を勘案して、石油輸入業の登録制度や石油公団による出資に係る制度等に関する迅速に見直しを行うことが極めて重要であるとの認識が一層深まつたところであります。

衆議院においては、こうした経過を踏まえ、本法の見直し時期を施行の五年後から三年後に短縮する修正を行つた次第であります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正の趣旨であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長(加藤紀文君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時五十三分散会

明することを消費者に求めること。

二 前号の表明に係る意思表示の内容を明確かつ完全に表示すること。

三 前号の表示に係る意思表示の内容について、必要に応じ訂正を加えた上で誤りがないことを確認する旨を表明することを消費者に求めること。

四 前号の表明に係る内容の意思表示を行うかどうかについて、明確に消費者の選択を求めることがあります。

〔参照〕

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案に対する修正案
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条ただし書を削り、同条第一号中「当該事業者」を「当該電子消費者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含む。次項において同じ。)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示が次に定めるところによる手続であつて事業者がその映像面に表示するものに従つて行われた場合については、適用しない。

一 特定の電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を意図する場合にはその旨を表す